

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、10番 大黒孝行君であります。

ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（鈴木邦明君） 朗読いたします。

下総庶第27号。平成23年3月3日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成23年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

- 1、件名、議第4号 市有財産（建物）の譲与について。
- 2、訂正理由、譲与財産の建物の構造及び床面積に誤りがあるため。

以上でございます。

議長（増田 清君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分休憩

午前 10 時 8 分再開

議長（増田 清君） 会議を再開いたします。

#### 議第4号の原案訂正について

議長（増田 清君） お諮りいたします。

3月3日付で、議第4号 市有財産の譲与について、市長から原案訂正の申し出がありました。この際、議第4号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第4号の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

当局の説明を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 議会冒頭の貴重な時間をおかりいたしまして、申しわけなく思っております。

今定例会に提出をさせていただきました議第4号 市有財産（建物）の譲与について、譲与財産の建物の構造及び床面積に誤りがあることが判明したため、原案を訂正させていただき、ご審議をお願いしたいというものでございます。

なお、改正議案につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（前田眞理君） 大変ご迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。

ただいま市長よりお話し申し上げましたとおり、今定例会に提出をさせていただきました議第4号 市有財産（建物）の譲与についての訂正がございましたので、内容につきましてご説明を申し上げます。

昨日付にて送付をさせていただきました原案訂正後の議第4号 市有財産（建物）の譲与についての議案をご覧いただきたいと思っております。

訂正の内容でございますが、2 譲与財産の中で、建物の構造及び床面積に誤りがあるため原案訂正をお願いするものでございまして、構造において、木造平家建て亜鉛鉄板を木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建てに、また、床面積におきましても154.83平方メートルを114.29平方メートルに訂正をさせていただくものでございます。

以上で、議第4号 市有財産（建物）の譲与についての訂正について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの原案訂正については、これを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

ここで、総務文教委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時25分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第4号 市有財産（建物）の譲与について、議第5号 下田市職員給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第2号）、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、以上10件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長 鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1．議案の名称。

- 1) 議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第7号)本委員会付託事項。
- 2) 議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。
- 3) 議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)。
- 4) 議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。
- 5) 議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。
- 6) 議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)。
- 7) 議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)。

2．審査の経過。

3月3日の1日間、第2委員会において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長、河井税務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第7号)本委員会付託事項。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 2) 議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 3) 議第9号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算(第2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 4) 議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 5) 議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 6) 議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。
- 7) 議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算(第4号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

1 番。

1 番（沢登英信君） 議第 8 号 平成22年度の下田市国民健康保険事業特別会計補正予算について、まずお尋ねをしたいと思います。

本会議でも申しましたが、一般会計の繰入金、それから基金の繰入金、約4,100万円等で、それで医療費の保険給付費の値上げ分等に対応していこうと、大まかに言うところの予算かと思うわけではありますが、今、インフルエンザや等々、医療費が伸びる状況が出ていようかと思えますけれども、この予算でそういうものに1つは対応できるのかという点が質問の1点であります。

実質的に診療報酬の基金への積立金が1,000万と、1億6,000万あるものを1億7,000万に予想がされると、こういう答弁であったかと思うわけではありますが、この会計の恐らく黒字の決算というようなことからいまして、どういう状態になっているのかという点が2点目の質問でございます。

課長の弁ですと、積立金1億7,000万のうち1億3,000万円くらいでしたか、取り崩すようになるので四、五千万の基金しか残らないと、翌年度の話ですけれども、そういう想定をされているようでありますが、ここら辺の件についてどのように審議を確認をされたのかと。私は、むしろ1世帯当たり1万円の引き下げができるくらいの黒字が今年も出るのではないかと、この冬のインフルエンザやそういう医療費の伸びがなければという前提条件がつきますけれども、そういうことではないかと思えますが、その点をどのように審議をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、議第10号の平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算でございますが、この補正予算を見ますと、国庫支出金から歳入のほうは繰入金まですべて3,867万8,000円の減であると。その理由は、結局介護サービスが予定よりも、予算よりも少なくなっていると。まさに、制度があって利用する人がいないと、あるいは利用できないという状態がこの数字上あらわれているのではないかと、こういう予測をするわけであります。したがって、介護予防サービスの諸費1,559万9,000円あるいは特定入所介護サービス費1,850万等の減額になっていようかと思えます。対象者の減だと、こういう理由になるかと思えますが、実態は利用が制限されているのではないのかと、こういう疑いを持たざるを得ないと思うわけです。これらの点をどのように審議をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

とりあえず、この2件で、また、水道のをほうを後ほど聞かせてもらいます。

5番（鈴木 敬君） 1点目の国保の関係ですが、医療費が足りるのかどうなのか、補正において医療費として約5,900万の支出が補正されております。この11月、12月に医療費が若干増えたというふうな状況があるというふうなことを聞いております。それによって国保会計がどうなるかということなんですが、基金の状況についてお答えしますと、今年度約1億円の基金を積み立てることになっておりまして、しかし、そのうちもう既に7,000万を取り崩し、今回2,000万を取り崩すということで約9,000万取り崩すこととなります。したがって、基金の状況では1,000万の積み立てということで、来年度には約1億7,000万の基金になるというふうに聞いております。ですから、当面はすぐに国保の会計が破綻するというふうなことではないというふうな説明を受けております。

介護の保険のことですが、介護給付費のほうが減額されているのでサービスの低下ではないかというふうな質問は委員会においてもありました。しかし、当局のほうの説明ですと、特別個々のサービスが減っているという事態はないと。利用者のほうから受けたいサービスが受けられないというふうな、そういう声も上がっていないというふうなことです。介護のサービスが当初年間5%くらいは伸びるというふうに予想していましたが、現実的には1%くらいの伸びにとどまっているというふうな状況があり、これは特別何か大きな原因があるとか理由があるとかというふうなことは、現在そういうふうなことは見られないというふうな説明がありました。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） それなら、お尋ねしたいと思います。認識が全く違うんじゃないかと思うわけです。施設に入れなくて待機している人は、下田市はゼロですか。少なくとも200人近く、百数十人の方々が特別養護老人ホーム等に入れなくて場所待ちをしていると、こういう現状というのはいないんですか。さらに、居宅介護についても、ヘルパーさんを送ってもらえないというような事態は全く下田市にはないと、こういう審議をされたのかと。全然現状を認識していないんじゃないかと、こういうぐあいに思うわけでありますが、それでもサービスは十分市民に行き届いているんだと、こういう結論を委員会として出されるのか、再度お尋ねをしたいと思います。

なお、水道及び下水道が、この経済状況の中で大変事業収益が落ちて減額補正をせざるを得ないと、こういう状況になってきていようかと思えます。その一方では、石綿管等の改修もしなければならんと、こういう事情も水道についてはあろうかと思えますが、当面の減額

補正ができればいいということではなくて、やはりこういう状況の中で長期の水道事業のあり方という部分を検討をせざるを得ないと思います。そういう点でどういう議論をされたのか、お尋ねをしたい。こういう経済状況でありますので、給水収益が落ちるということはいたし方ないんだと、現状の中ではこの収益で歳出部分を十分賄えるんだと、こういう判断をされているのかどうか、そこら辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

5番（鈴木 敬君） 介護の施設の関係ですが、当局のほうの説明によると、平成22年1月現在で待機待ちが147名いるというふうな説明を受けています。老健の30床の増床というのが今現在図られているというふうなことで、ふれあいの下田ですか、今工事をやっていますというふうな状況があります。それでもまだ足りないんですが、そういうふうな中で、また議員の中からも、じゃ、施設をどんどんつくればいいのか、それによって介護保険の、あるいは市民の負担はどうなるのかというふうな議論もありまして、当局としてはそこら辺のことも加味しながらバランスをとって考えていきたいというふうな答弁がありました。

水道事業に関しましては、給水量が減っているというふうな説明は本会議でもありましたし、委員会においてもそのような説明がありました。人口減だとか、あるいは観光客が減っているだとか、あるいは市民の意識の変化、無駄遣いをやめようとかいうふうな、そういうふうな意識の変化、あるいは家電製品等々で節水のものがどんどん増えているとかいうふうな中で給水量が減っているというふうな説明がありまして、委員会としてはそれ以上の、やむを得ないのかなというふうな、そのような理解の仕方をしました。

以上です。

1番（沢登英信君） 終わります。聞いても進みませんので。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長 田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

- 1) 議第4号 市有財産(建物)の譲与について。
- 2) 議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第7号)本委員会付託事項。
- 4) 議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)。

2．審査の経過。

3月3日、4日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より渡辺副市長、野田教育長、系賀企画財政課長、鈴木総務課長、河井税務課長、原市民課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

1) 議第4号 市有財産(建物)の譲与について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算(第7号)本委員会付託事項。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第2号)。決定、原案可決。理由、やむを得ないものと認めた。

なお、ここで議第4号 市有財産(建物)の譲与について附帯意見を述べさせていただきます。

市有財産の譲与の議決を得ないまま、平成22年4月1日に譲与の契約を締結されたことが明らかとなった。これは、地方自治法第237条第2項に違反するものである。今後、事務執行を進める上で、法令を遵守し、二度とこのような瑕疵を起こさないよう当局に深く反省を求めるものである。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

ありませんか。



〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより、各議案について討論、採決を行います。

まず、議第4号 市有財産（建物）の譲与についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 市有財産（建物）の譲与については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 平成22年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第7号 平成22年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第8号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 8 号 平成22年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第 9 号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 9 号 平成22年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第10号 平成22年度下田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の

報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 平成22年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 平成22年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 平成22年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時 3分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 施政方針

議長（増田 清君） 次は、日程により市長の施政方針のための発言を許します。

市長。

〔市長 石井直樹君登壇〕

市長（石井直樹君） 平成23年度予算並びに関連する諸議案のご審議をお願いするに当たり、所信の一端と主要の施策の概要を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

予算編成の基本的考え方。

我が国経済の現状と地方財政の状況。

我が国の経済は、一昨年以来の世界的な経済金融危機から、穏やかではありますが着実に持ち直しの兆しがあらわれてきています。しかし、円高・デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋は不透明であり、20年以上低迷してきた経済は本格的な回復の軌道に乗っているとは言えず、経済の基盤はいまだ脆弱で依然として厳しい状況が続いております。

とりわけ、地方におきましては失業率が高水準で推移し、給与所得の伸びや個人消費の回復も見込めないなど景気回復の兆しは体感できず、先行きの懸念材料が拡大し、社会への閉塞感や将来への不安感が高まっています。

このような状況の打開策として、国は景気悪化リスク等に対処するため、平成22年9月に「新成長戦略に向けた3段階の経済対策」を定め、平成23年度においては「経済成長」、

「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現し、元気な日本を復活させる礎を築くため、ステップ3として「新成長戦略の本格実施」を図り、国内投資の促進や金融の円滑化を含めた施策を推進し、企業・産業の活力を向上させて新たな雇用の創造を図るとしています。

こうした中、平成23年度における地方財政対策といたしましては、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、依然として大幅な財源不足が生ずるものと見込まれています。そのため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、実質的に昨年度の水準を下回らないよう確保することを基本に、地方財政の健全性の確保と地方再生対策のための財源の充実を図ることとし、地方交付税総額は17.4兆円と昨年度と比較して約5,000億円増額することとしております。

下田市の財政の状況。

「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」を盛り込んだ国の平成22年度補正予算など、国の対策に呼応して本市も経済対策に持続的に取り組んでいますが、生活保護世帯の増加など扶助費の伸びは予想以上に大きく、市民生活は厳しさを増しています。

観光を基幹産業とする本市にとって、長期低迷する観光関連産業の影響を受けて厳しい財政運営を余儀なくされる状況が続く中、下田市公債費負担適正計画等により市債残高の削減を進めた結果、歳出構造の悪材料となっていた公債費及び下水道事業への繰出金の負担は大きく改善されましたが、税収の落ち込み等により歳入の確保が予想以上に悪化すると見込まれるため、厳正な財源調整は必須条件として継続していかなければなりません。

平成23年度は、第4次下田市総合計画の初年度に当たることから、同計画に掲げる将来都市像の「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」を目指して、新たな飛躍につなげることのできる予算編成に取り組むことといたしました。

同計画の特徴は、目標値を提示するとともに、中長期的な視点で優先的に取り組むべき事業を明示し、予算や市役所組織と連動できる計画としたこととあります。

平成23年度予算編成に当たりまして、第4次下田市総合計画の基本構想に掲げた5本の柱を基本理念と定め、市内経済の活性化や市民生活の安全と安心の確保等を盛り込んだ、同計画の「政策推進」に掲げた事業の実施を最優先事項として編成をいたしました。

「基本理念」は、(1)美しいまちづくり、(2)人が輝くまちづくり、(3)活力あるまちづくり、(4)安心なまちづくり、(5)持続発展できるまちづくり、「主要施策」は、第4次下田市総合計画の施策の大綱に掲げた(1)美しい環境づくり、(2)身近な生活環

境づくり、(3)自ら学ぶ人づくり、(4)未来の人づくり、(5)元気なまちづくり、(6)交流を促す基盤づくり、(7)人にやさしいまちづくり、(8)健やかなまちづくり、(9)市民の安心づくり、(10)ともに築くまちづくり、(11)効率的・計画的なまちづくりに沿って、それぞれの分野で定めた基本目標を実現するための施策に関連する予算について配慮をいたしました。

重点事項。

#### 第1、行財政改革。

行財政改革の一環として財政健全化を目標として取り組んできた職員の給与独自削減は大きな成果を上げ、平成22年度をもって終了となりました。これまでの行財政改革への取り組みの結果、本市の財政状況に明るい兆しが見えてまいりました。

しかし、今後も人口減少や少子・高齢社会の進展に伴う影響が懸念されるとともに、市民生活に直結する政策的課題を解決していく必要があり、楽観できる財政状況ではありません。

本市を取り巻く社会環境が変革期を迎える中、時代の変化に対応し、明るい未来の礎を築くため、行財政改革を着実に進め、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進してまいります。

組織機構。

これまで財政的な問題を理由に先送りされてまいりました公共施設の耐震化という大きな課題も、平成27年度末を目標に解決しなければなりません。第4次下田市総合計画が始動する平成23年度からは、この老朽化した施設に対し本格的な更新計画を推進してまいります。特に認定こども園、給食センター、図書館及び庁舎については最重要施設ととらえ、この施設の整備を専門的に所管する施設整備室において効率的な施設整備を推進してまいります。

定員管理。

定員管理につきましては、下田市定員適正計画(第1次から第3次)に基づき適正化を進めてまいりました。

平成23年度は、第4次下田市定員適正化計画のスタートの年となります。平成23年度当初の職員数252人を予定しており、平成22年度当初の254人を2人下回る状況であります。

しかし、職員数が減少する状況下においても、複雑・多様化する市民ニーズに対し行政の責務として適切にこたえ、質の高い行政サービスを提供していかなければなりません。そのためには、適切な人事管理と人材育成が不可欠であり、職場内研修等を通じて職員一人一人の資質の向上、能力の開発に努めてまいります。

行政評価。

特に平成23年度は、既に行われている公の施設評価と補助金交付事業評価の再編とあわせ、行政評価システムを構築するとともに、指定管理者制度の問題点を検証し、本市の特性を踏まえた基本方針を策定してまいります。

事務の効率化。

平成17年度に導入した基幹系システム（住民情報）は、導入後6年を経過し、ハード・ソフトともサポート期間を経過するため、本年10月末までにシステム更新を行い、効率的で安定的なシステムを導入してまいります。

また、情報系システム（庁内LAN）は、早期に安定的なシステム運用を行うため、平成24年4月運用開始を目指し、システムの再構築後、サーバー・ソフト管理の民間委託に向けて平成23年度中にシステム選定を行ってまいります。

第2、施設整備。

新庁舎等建設事業。

本市の庁舎は、昭和32年に建設された本館を初め、別館（昭和42年建設）、西館（昭和53年建設）とともに建設以来、相当の年月が経過し、「耐震性能が劣り、倒壊する危険性」が多大であり、防災拠点としての機能が著しく不足している状況であることから、予想される東海地震等に備え早急な対応が求められております。

このため、平成21年度に庁内組織として「新庁舎建設ワーキング会議」を設置して、新庁舎の建設について検討し、平成22年5月に報告書をまとめました。

平成23年度からは、この報告書の考え方をベースに、広く市民の意見を取り入れながら新庁舎の建設に向けて基本構想や基本計画を策定し、市民サービスの向上や安全で効率的な行政運営を図るため、建設事業に着手いたします。

また、下田市立図書館は、昭和51年の建設以来36年が経過し、平成15年1月に報告された耐震診断結果では、「耐震性能はかなり劣るので、被害を防ぐためには相当な補強が必要と思われる。補強には相当な困難が予想されることから改善をも含めた検討が必要である。報告書の改善の意とは補強工事よりも建てかえで検討されたいとの意である。」と指摘されており、公共施設として利用者の安全性を確保するためにも、図書館の建てかえは庁舎同様、早急な対応が求められております。

そこで、経費節減、市民サービスの一元化と庁舎内業務の効率化などを考慮し、新庁舎の複合施設として図書館を併設してまいります。



認定こども園・給食センター建設事業。

少子化による入所児童の減少、施設や設備の老朽化、耐震化の遅れによる安全性の低下などが顕在化している幼稚園・保育所の再編整備を進めるため、平成23年1月に「下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画」を策定いたしました。

この基本計画は、平成26年4月を目標に、現在の幼稚園4園、保育所6園の10園体制から、保育所1園、幼稚園1園、認定こども園1園の3園体制へ移行させる計画となっております。これに向けて、平成23年度は認定こども園の基本計画を策定し、地質調査を実施いたします。

給食センター建設事業につきましては、安全安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設を廃止し、平成25年度完成を目標に新たに給食センターを整備するもので、平成23年度は基本計画を策定し、地質調査を実施いたします。

### 第3、課税・収納強化。

静岡県内経済は、消費、生産及び雇用情勢において一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続き、足踏み状態となっております。本市の市税を取り巻く状況は、少子・高齢化が進行し、主要産業である観光業や建設業等、景気の低迷に歯どめがかからず、安定した税収の確保において厳しい環境が続くものと予想されます。

平成23年は、昨年度に引き続き、「個人住民税特別徴収義務者の全事業所指定」、「重点分野雇用創出事業を活用した家屋現況調査」、「償却資産の実地調査」を重点事業に位置づけ、新たに「地方税ポータルシステム（eLTAx）を利用した給与支払報告書・法人市民税や償却資産の電子申告サービス」を開始することにより、納税者の利便性の向上等を図ってまいります。

また、徴収関係では、静岡地方税滞納整理機構へ高額滞納事案を20件移管するとともに、徴収困難事案の解消に向けた調査を進め、差し押さえやインターネット公売など滞納処分を強化することにより税負担の公平と収納率の向上に努めてまいります。

### 第4、観光基本計画。

本市の基幹産業である観光は、景気の低迷や国内外との競合など多くの複合的な要因により低迷しており、観光関連産業にとどまらず他の産業への影響も懸念されます。観光交流客数の増減は市内全体の経済に大きな影響を与えるため、すべての産業が連携してまち全体の新たな魅力を創出、発信する必要があります。

そこで、多様化するニーズに対応した新たな観光のあり方を提示し、観光施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民や関係機関とともに、市が目指すべき観光の指針となる観光

基本計画の策定に着手をいたします。

#### 第5、公立病院建設。

本市を含む賀茂地区1市5町で構成する共立湊病院組合は、平成24年5月に旧下田南高校の跡地に新病院を開院するという計画に沿って建設工事、医療体制の構築を着実に進めていくこととしております。新病院の開院は、本市だけでなく賀茂地区の急性期医療を担う中核病院として市民の安全と安心の向上に大いに貢献するものです。市民の期待にこたえるべく、新病院建設に向け、共立湊病院組合の構成団体として努力を傾注してまいります。

また、新病院の開業までの期間においても、引き続き共立湊病院組合による医療提供体制の確保のために必要な協力を行ってまいります。

#### 第6、主要施策とその取り組み。

平成23年度の主要施策とその取り組みについて、第4次下田市総合計画の施策体系に基づき、ご説明を申し上げます。

##### 1、「美しいまちづくり」について。

##### (1)「美しい環境づくり」について。

##### 自然環境の保護・保全。

地球温暖化を初めとする地球規模での環境問題が顕在化する中、将来にわたり本市の恵まれた自然を共有の財産として次世代に引き継いでいくため、環境の保全と創造に関する「下田市環境基本計画」を市民の参加を得て、活発な意見をいただきながら策定してまいります。

##### 景観形成。

本市には風光明媚な海岸線や郷愁を誘う里山、歴史をしのばせるまちなみ、地域の文化、身近な生活風景等の景観素材が数多く存在します。これら下田らしさを感じられるものを「下田まち遺産」とし、市民と協働で守り活用し、未来につなげることにより、市民が愛着と誇りを持ち、良好な景観が生かされる魅力あるまちづくりを推進してまいります。

##### 公害防止。

市民の日常生活及び事業活動に起因する大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害苦情に対しては、関係機関の協力を得て適切に対応してまいります。また、産業廃棄物の処理及び処理場の維持管理について現状を的確に把握し、関係機関とともに厳正な監視と行政指導を行ってまいります。

##### 資源環境。

ごみの減量化及び適正処理対策につきましては、近年老朽化した施設・車両及び各種機器

の更新を進めてまいりましたので、今後はさらに市民、事業者の理解と協力を得て、地域の特性や実情を考慮しながら、廃棄物の効率的な処理及び再利用に努めてまいります。

(2) 「身近な生活環境づくり」について。

上水道。

上水道事業につきましては、予想される東海地震等に備え、浄水施設の耐震化事業を推進するとともに、送・配水管改良事業を進めてまいります。また、保健衛生の向上や文化的生活を確保するため、未給水区域の解消に努めてまいります。

生活排水。

下水道事業につきましては、広報「しもだ」や下水道だよりを活用し積極的に下水道の役割をPRし、下水道の普及促進に努めてまいります。また、平成4年の供用開始以来19年が経過し、処理施設の老朽化も進んでいるため、長寿命化計画に基づき機器の更新を進めるとともに、地震による処理機能の停止を防ぐため耐震化事業を進めてまいります。

下水道事業及び集落排水事業区域外で、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置がえをする事業につきましては、平成23年度は新5カ年計画の初年度となり、前計画以上の設置基数を目指していますので、今後はさらにその普及促進に努め、河川・海岸の水質向上を図ってまいります。

公園。

魅力あるあじさい園や下田城址を有する下田公園を初め、市内の都市公園は市民が安心して楽しむことのできる憩いの場となっております。市民にとって良好な生活環境を維持するため、「公園長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理を進めてまいります。

美しい自然景観を有する保健休養林爪木崎自然公園は、市民や観光客にとって安らぎを得られるよう環境づくりを地元との協働により推進し、花園、温室、園路の適正化管理に努めてまいります。寝姿山自然公園につきましても、自然環境の保護・保全に努め、人と自然が共生できる環境づくりを推進してまいります。

住宅。

市民の安心・安全な生活を守るため、市営住宅につきましては「地域住宅計画」に基づき、老朽化した設備の更新を進め、個人住宅につきましては耐震性向上のため啓蒙・支援を行い、良好な住環境の拡充に努めてまいります。

河川。

河川は、豊かな自然をはぐくみ、美しさや懐かしさにあふれた風景を構成し、そこに暮ら

す人々にとって快適な空間となっております。快適な水辺空間を維持、創出するため、リバーフレンドシップ制度を中心に、市民との協働により景観や生態系に配慮した維持管理を進めてまいります。

2、「人が輝くまちづくり」について。

(1)「自ら学ぶ人づくり」について。

生涯学習。

生涯学習事業を充実させることにより、市民が人間性豊かに充実した人生を送ることができるようになるため、学校、家庭、職場、地域社会において、だれもがいつでも、どこでも学習活動が行えるような機会の創出に努めてまいります。

また、図書館整備につきましては、市立図書館の本庁舎併設に向けた取り組みを進めるとともに、インターネット等を活用した図書館システム機能の充実により、さらに市民サービスの向上を図ってまいります。

文化・芸術。

本市には、埋蔵文化財、古文書等の歴史資料、商家や民家、寺社などの伝統的な建物等、後世に残すべき文化財が数多くあります。その中でも、幕末開港にかかわる遺跡として重要な白浜三穂ヶ崎台場の土地を取得し、保護保存の充実を図ってまいります。

また、歴史的景観を残す弥七喜・大坂地区（ペリーロード周辺）を中心に、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区指定を目指した保存対策調査を平成23年度、平成24年度の2カ年で実施してまいります。

スポーツ。

長寿社会が進む中、市民の健康志向はより一層高まり、スポーツ活動に対する要望は多様化しております。また、各種スポーツ教室、競技会への参加者も、若者から高齢者まで幅広い年齢層にわたっております。

こうした状況に対応するため、各種スポーツ団体、NPO法人下田市体育協会との連携を図りながら、市民がスポーツに親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

(2)「未来の人づくり」について。

就学前教育。

就学前教育の中核を担う幼稚園につきましては、入園児の減少、施設の老朽化等に対応するため、再編整備と提供プログラムの充実に取り組んでまいります。

平成23年度は、新たに再編の中核施設として整備する認定こども園の建設に向けて準備を

進めるとともに、再編後を見据えた本市の就学前教育のあり方を、国の動向を把握しつつ、調査・研究を進めてまいります。

学校教育。

小学校におきましては、新学習指導要領の全面実施となるため、新教科書採択がえによる教師用教科書・指導書の購入、新学習指導要領に対応した教材備品の充実及び英語助手の配置等に努めてまいります。

中学校におきましては、新学習指導要領への移行期間の最終年度となるため、賀茂地区教科用図書採択連絡協議会において教科書を採択してまいります。

特別支援教育につきましては、支援が必要な児童・生徒が増加傾向にあることから、臨床心理士による教育相談体制を維持し、普通学級に在籍する発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）の児童・生徒に対し適切な指導やアドバイスを行うため、支援員12名体制で支援を進めてまいります。

児童・生徒の情報化教育として整備した学校ICT（情報通信技術）環境を利活用し、情報活用能力の育成に努めてまいります。

また、夏季の暑さに対する生徒の健康管理及び安全確保対策として、市内4中学校の保健室へエアコン設置を行います。

青少年健全育成。

青少年のライフスタイルは多様化しており、現代社会の混沌が青少年の人間形成に対しさまざまな影響を及ぼしております。青少年の問題行動に適切に対応していくためには、家庭、学校、行政、地域社会がそれぞれの役割を把握し、責任と自覚を持って青少年と接していくことが必要となります。

また、文化や芸術、スポーツなどの青少年活動団体との連携を図り、情報提供や活動内容の充実を図ってまいります。

3、「活力あるまちづくり」について。

（1）「元気なまちづくり」について。

農林業。

農業につきましては、遊休農地の拡大防止と解消を図るため、稲梓地区で中山間地域等直接支払制度を利用した集落での共同作業に取り組むとともに、耕作放棄地解消対策といたしまして、新たに農業振興地域内の農地の賃借や利用促進のための調査を実施し、耕作放棄地の解消に取り組んでまいります。

また、農作物を有害鳥獣被害から守るため、有害鳥獣被害対策協議会を設立し、地域や関係団体と連携して被害防止に取り組んでまいります。

農用施設につきましては、吉佐美地区ほ場整備地内の水不足解消のため頭首工の改良工事を実施してまいります。

林業につきましては、林業経営の状況が極めて厳しい中、賀茂農林事務所や伊豆森林組合と連携し、「しずおか林業再生プロジェクト推進事業」を活用した間伐事業を行い、森林保全に努めてまいります。

水産業。

水産業につきましては、地先の磯根資源の活用を図りつつ、沿岸資源の増殖を推進するため、稚貝、稚魚の種苗放流事業を助成し資源の向上を図り、水産物の安定供給を推進してまいります。

また、水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港施設の維持管理を適正に行うとともに、須崎漁港、白浜漁港におきまして、水産基盤整備事業計画に基づき漁港施設の整備を図ってまいります。

観光。

観光につきましては、引き続き「海洋浴の郷・下田」をメインテーマとし、下田の持つ魅力を十分に生かし、観光の振興に努めてまいります。

また、現在、「伊豆は一つ」の考えのもと、広域観光の重要性が提唱されております。伊豆半島ジオパーク構想につきましては、伊豆半島ジオパーク推進協議会の設立に伴い、人材育成や基盤整備に努め観光資源としての活用を図ってまいります。

伊豆東海岸2市3町で構成する伊豆観光圏は、各市町観光協会、交通機関、関係団体とともに一元的な組織づくりを進めながら事業を充実させてまいります。

イベント関連につきましては、黒船祭は第72回を迎え、引き続き幕末タイムスリップをテーマに、多くの市民参加を得て盛り上げてまいります。

主要な誘客策としまして、あじさい祭り期間中、「道の駅開国下田みなと」をメイン会場とし、伊豆漁業協同組合、下田料理飲食組合加盟店などと共同で「きんめ祭り」を開催し、食の魅力による誘客を図ってまいります。

7月、8月は経済波及効果の大きいマリンスポーツを支援し、また、夏期海岸対策協議会と連携して海水浴場の健全な管理と誘客増に努めてまいります。

さらに、市内旅館と協調し、ペリーロードを舞台に「キャンドルカフェ」を開催し、夏の

夜の市街地へ誘客を図ってまいります。

水仙まつりにつきましては、散策路の補修や水仙の補植手入れを継続して行い、環境整備に努め、誘客に努めてまいります。

旧澤村邸につきましては、昨年度は母屋改修工事が完了し、引き続き静岡県観光施設整備事業費補助金を活用し、本市名誉市民の故大久保婦久子先生の作品展示を前提とした蔵の整備を進めてまいります。

また、他の観光施設整備事業としましては、来遊客への利便性を図るため、下田市民文化会館前、ペリーロードに公衆トイレを整備してまいります。

「道の駅開国下田みなと」につきましては、昨年度は静岡県の「公共施設ユニバーサルデザイン化事業補助金」を活用し、国道側壁面にピクトグラムデザインを含めた道の駅案内表示板を設置いたしました。さらに、今後2カ年かけ、館内のユニバーサルデザイン化の推進を図るとともに、平成23年度は2階観光案内所への国道側からの進入路を整備し、来遊客への利便性及び利用率の向上に努めてまいります。

商工業。

商工業につきましては、下田商工会議所を初め、下田市商店会連盟やNPO法人下田にぎわい社中と連携し、伊豆大特産市等のさまざまな事業による中心市街地への誘客を進めてまいります。

また、プレミアムつき商品券発行による市民の市内消費の促進により商業活性化に取り組むほか、住宅リフォーム振興事業助成による建築業関係への民間工事発注増による経済波及効果を期待し、市内経済の活性化に努めてまいります。

中小企業の金融対策につきましては、小口資金融資への利子補給の実施のほか、国の総合経済対策で打ち出した緊急保証制度によりセーフティネット貸し付けの延長・拡充とあわせ、中小企業資金繰り対策の支援を行ってまいります。

平成27年度にすべての世帯で超高速ブロードバンドの利用が可能となる国の「光の道」構想の実現に向け、平成23年度に「電気通信基盤充実臨時措置法改正」や静岡県の「次期高度情報化基本計画（平成23年度から3カ年）」が検討されていることから、本市でも「活力あるまち」を目指し、光ファイバーなどの情報基盤整備と効果的な利活用等について、関係各課、下田商工会議所、下田市観光協会等の諸団体と協議を開始してまいります。

雇用・勤労者対策。

雇用、勤労者対策につきましては、国の推進施策である「ふるさと雇用再生特別基金事

業」による地場産品の開発と販路拡大を目指した雇用事業を行うほか、昨年度に引き続き緊急雇用創出事業による新規雇用の創出を行い、失業者対策の推進に努めてまいります。

(2) 「交流を促す基盤づくり」について。

道路。

伊豆縦貫自動車道は、地域の産業、経済、文化、観光等の発展に大きく寄与し、地域の自立、活性化など活力の創出につながるとともに、救急救命サービスや災害時の孤立対策等、市民の生命と暮らしを守る基礎的なインフラであり、地域が真に必要とする災害に強く安全・安心な道路の早期着工に向けて手続を進めてまいります。

港湾。

避難港である下田港は、漁業、物流、観光等多くの機能を有した港湾です。泊地拡大及び津波対策として外防波堤、係留場所不足対策として外ヶ岡避難棧橋の整備が進められており、今後も市民の安全確保と港湾機能充実のため事業を推進してまいります。

また、「道の駅開国下田みなと」、「まどが浜海遊公園」等を生かした人の集まるにぎわいの場の創出を支援してまいります。

公共交通機関。

自主運行バスにつきましては、バス事業者が単独で継続運行することが困難な須崎海岸や既存の自主運行バス路線の今後の取り扱いをバス路線等対策協議会で協議し、生活バス路線の確保に努めてまいります。

また、交通基本法の制定やそれに伴う諸制度改正など動向を把握するとともに、静岡県的主催する検討会に参加し、市民生活の利便性や来遊者の立場も踏まえた公共交通体系のあり方について検討を進めてまいります。

4、「安心なまちづくり」について。

(1) 「人にやさしいまちづくり」について。

地域福祉。

地域福祉につきましては、福祉法人下田市社会福祉協議会やボランティア団体等の連携を図り、助け合い支え合う地域社会の形成に努めてまいります。

また、福祉法人下田市社会福祉協議会のボランティアセンターの機能強化を図るとともに、災害時における要援護者の避難・救出活動の迅速かつ円滑な対応を図るため、災害時における要援護者対策の充実強化に努めてまいります。

子育て支援。



子育て支援につきましては、地域子育て支援センターを総合窓口として子育て支援サービスの相談、情報提供、親子の交流の場など総合的に支援してまいります。

子ども医療費につきましては、入院及び通院医療費の助成を小・中学生まで拡大しております。当該本人負担相当額を子育て支援基金に積み立て、さまざまな子育て支援事業に資する財源にしております。

子ども手当につきましては、3歳未満児は1人につき月額2万円を、3歳以上中学校終了までの子供1人につき月額1万3,000円を支給するための予算を計上いたしました。今後、国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

子育て支援の中核を担う保育所につきましては、国の制度設計を踏まえ、就学前教育との連携を見据えた本市の児童福祉のあり方について調査・研究を進めてまいります。

文部科学省・厚生労働省連携のもと、総合的な放課後児童対策として「放課後子どもプラン」がスタートし、本市でも「放課後児童クラブ」を下田小学校、稲生沢小学校で実施しております。平成23年度は、夏季の暑さ対策として両クラブの保育室にエアコンを設置し、安心かつ快適な環境を提供してまいります。

また、放課後子どもプランのもう一つの柱である放課後子ども教室について、平成23年度は民間活動団体との連携により新規にて2校で開設いたします。今後、地域の方々の参画を得ながら、さまざまな活動を通じて放課後の子供たちに安全・安心な居場所づくりを推進してまいります。

少子化が進行する中で、地域が一体となった子育て支援の推進が求められていることから、下田子育てネットワークを核とした民間、関係機関と協力し、子育て支援推進体制の充実・強化に努めてまいります。

#### 高齢者福祉。

高齢者福祉につきましては、住みなれた環境のもとで、心豊かに、自立した日常生活を送ることができるように、給食サービスや緊急通報システム等の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、在宅高齢者の安否確認を行ってまいります。

また、高齢者の知識や経験を地域社会に生かし、生きがいを持った生活ができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援してまいります。

#### 障害者（児）福祉。

障害のある人が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちを目指すため、相談支援事業、補装具や日常生活用具の給付、医療費の助成等、必要に応じて適切な障害福祉

サービスを実施するとともに、社会参加の推進や関係機関との連携を深めるなど障害者（児）等の福祉の増進に努めてまいります。

（２）「健やかなまちづくり」について。

健康増進。

安心して妊娠・出産ができる支援策といたしましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的な負担の軽減を図るため、出産までの妊婦健診の公費負担を継続し、積極的な妊婦健康診査の受診を推進してまいります。

あわせて、妊産婦の保健指導を初め、健康診査、健康相談及び育児相談を実施し、新生児の家庭訪問を行ってまいります。

食育につきましては、食に関する正しい知識の普及や幼少期からの食生活の重要性を広く啓発し、関係機関と連携し施策を推進してまいります。

歯科保健事業におきましては、成人歯科検診、乳幼児からの虫歯予防教室、フッ素洗口を推進してまいります。

各種がん検診につきましては、受診率の向上を図り、特定保健指導や早期介入保健指導を実施し、生活習慣病予防の早期対応に努めてまいります。

予防接種につきましては、新たに対象範囲を設け、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の無料接種を開始いたします。

また、市民の健康づくりの充実を目指し、健康ボランティアと連携を図ってまいります。

地域医療。

医療体制につきましては、市民の生命を守る第１次救急医療や第２次救急医療、そして小児救急医療の充実強化を、医療関係機関と連携して図ってまいります。

また、救急搬送体制のスムーズな運営を行うために、消防機関や医療機関等と連携して協力してまいります。

社会保障。

生活保護につきましては、昨年度導入した生活保護システムを活用し、より詳細な支援かつ保護活動の分析や業務の効率化を図り、自立に向けた支援を進め、適正な実施に努めてまいります。

また、平成21年度に新設された新たなセーフティネットである「住宅手当緊急特別措置事業」を充実させ、住宅喪失者や住宅を喪失するおそれのある人に対し、ハローワークや福祉法人下田市社会福祉協議会と連携しながらの再就職、住宅の確保など総合的に支援をしてま

います。

高血圧症、心臓病、糖尿病等の生活習慣病の予防対策につきましては、特定健康診査の普及を図り、特定保健指導の実施により市民の健康増進と医療費高騰の抑制に取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、引き続き後期高齢者医療広域連合との円滑な連携に努め、適切な医療の給付を行うとともに、高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

介護保険につきましては、急速な高齢化社会が進行する中で、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を推進し、第5期介護保険事業計画を策定し、介護サービスの効率的な利用推進と介護予防を重視した施策を進めてまいります。

また、地域包括支援センターにつきましては、高齢者に対する総合相談や権利擁護事業、虐待問題や認知症対策などの地域支援事業の推進と介護予防ケアマネジメント事業を充実してまいります。

(3) 「市民の安心づくり」について。

防災。

東海地震等の大規模な地震や豪雨による土砂災害など、突発的な災害が発生した場合にそなえて、市民の災害に対する危機管理意識を高めるとともに、下田市地域防災計画に沿って地域防災訓練の実施、災害対策本部機能の強化に努めてまいります。

賀茂危機管理局を初めとする防災関連機関との連携をさらに強固なものとするため、ICT（情報通信技術）利活用による新防災システムの機器等の整備を行うとともに、市民への迅速かつ正確な情報の提供のために同報無線、行政無線の適切な維持管理に努め、パソコン等の情報伝達関連機器の充実を図ってまいります。

また、高齢化による地域防災力の低下を防ぐため、将来の担い手となる児童・生徒との共同訓練など各種防災訓練を通じ、自主防災組織の連携を強化し、より一層実効性のある組織づくりを推進してまいります。

さらに、備蓄食糧や自主防災組織の備品整備の強化・充実を図ってまいります。

土砂災害防止法に基づき、崩れ出した土石等によって市民の命や身体に危機が生ずるおそれがあるとして指定された場所に対して、市民への周知、警戒避難体制の整備、安全な宅地開発、建物建築のための規制等を行うとともに、急傾斜地法に基づき市内3カ所において急傾斜地崩壊対策事業を実施してまいります。

予想される東海地震から市民の生命を守るため、「TOUKAI（東海・倒壊）-0（ゼ

口)」制度を活用し、静岡県と一体となって住宅の耐震化を進めてまいります。

消防・救急。

消防団活動につきましては、分団間の結束と訓練を強化し、市民の財産と生命の被害を最小限にとどめるよう努めてまいります。

また、地震等自然災害に備えるため、普通救命講習や水防訓練を初めとする各種訓練等を実施し、消防団活動の充実を図ってまいります。

消防施設の整備につきましては、第9次消防施設整備5カ年計画に基づき、第5分団への消防ポンプ自動車の更新を行い、消防力の充実強化を図ってまいります。

消防組織の広域化につきましては、広域化対象市町による駿東伊豆地域消防救急広域化研究協議会での検討を経て、平成24年度末の広域化を目指し、下田地区消防組合とともに進めてまいります。

安全・防犯。

交通安全運動の推進につきましては、飲酒運転による交通事故の根絶を目指すとともに、関係機関や団体と協力し、新入学児童や高齢者の安心・安全の確保に努めてまいります。

また、シートベルトやチャイルドシートの着用徹底、自転車の安全利用の推進を初めとする市民を対象とした交通安全意識向上の啓発とともに、年間を通じた街頭指導を進めてまいります。

防犯対策につきましては、警察、金融機関と連携して、振り込め詐欺や悪質商法等の多様化する犯罪の予防対策を講じてまいります。

5、「持続発展できるまちづくり」について。

(1)「ともに築くまちづくり」について。

人権・男女共同参画。

人権啓発活動につきましては、人権擁護ネットワーク協議会を通じて、人権問題の中核となる指導者の研修や「人権の花運動」を進めてまいります。

男女共同参画につきましては、静岡県と連携して講演会を開催し、「男女共同参画の実現を目指す市民懇話会」や「男女共同参画社会づくり宣言事業所」との協働体制を強化することにより、男女共同参画社会の実現のための施策を推進してまいります。

市民協働・地域コミュニティー。

本市は、昭和46年1月1日の市制施行以来、記念すべき40周年の節目の年を迎えております。平成23年度は、40周年記念事業の一環として市制施行15周年に発行した「広報しもだ縮

刷版」第1巻の続稿となる、第2巻（昭和61年から平成5年までの8年分を収録予定）を発行し、市民の皆様には販売させていただくことといたしました。

なお、広報「しもだ」は本市の一番身近な情報誌として貴重な資料となるため、引き続き、翌年度以降3年間で第5巻まで縮刷版を発行してまいりたいと考えております。

また、NHK静岡放送局との共催により、市制施行40周年を記念し、公開ラジオ番組「ラジオ深夜便の集い」の収録を本年9月10日に行うことになりました。多くの市民の皆様に参加いただくとともに、広く情報発信に努め、楽しい記念事業となるよう取り組んでまいります。

#### 交流・連携。

昨年の「第71回下田黒船祭」には、川勝静岡県知事のご出席をいただき、日米交流の発祥の地である本市と米国ロードアイランド州ニューポート市との半世紀以上にわたる地域間交流について非常に高い評価をいただきました。

静岡県は、地域外交に力を入れる姿勢を示し、アジア以外では米国に重点を置くとしており、本年7月には知事とともにニューポート市を訪問し、さらに友好を深めてまいります。今後は、下田市とニューポート市の交流にとどまらず、静岡県を挙げての米国との交流に発展することを期待いたします。

また、本市は日露交流発祥の地でもあります。「北方領土の日」を記念したマラソン大会や、「オロシャ祭」の開催、「日口協会下田支部」のご協力により、ロシア音楽祭やロシア人留学生の招聘事業など、日露間の友好と相互理解、交流の促進に取り組んでおります。

平成17年には、日露和親条約が締結されてから150年という節目の年を迎え、「まどが浜海遊公園」において政府主催の記念式典が開催されるなど、日露修好150周年のさまざまな事業が開催をされました。

本年は、日露間の友好と相互理解、交流の促進につながる取り組みを推進するために、「まどが浜海遊公園」芝生広場へロシアゆかりの地名を愛称として命名するとともに記念碑を設置し、本市とロシアとの交流の歴史を発信してまいります。

#### 第7、予算規模。

平成23年度当初予算規模は、一般会計及び9特別会計合わせて168億2,091万5,000円で、前年度に比べ1億3,414万5,000円、0.8%の増となり、各会計間の重複額を除いた純計額では155億4,652万9,000円、前年度に比べ1億355万3,000円の微増となりました。一般会計は88億円で、前年度に比べ1億8,000万円、2.1%の増となりました。

一般会計の歳入（性質別）につきましては、自主財源が37億3,709万4,000円で歳入全体の42.5%を占め、前年度に比べ3,506万2,000円の減となり、依存財源は50億6,290万6,000円で歳入全体の57.5%を占め、前年度比ベ 2 億1,506万2,000円の増となりました。

増額となった主なものは、地域主権の進展に伴う地方財政措置の充実に伴い地方交付税を26億円と見込み、前年度に比べ 2 億4,000万、10.2%の増、として、子ども手当制度の拡充、生活保護扶助費、子宮頸がん等予防接種事業の増額に対し、国庫支出金を 9 億7,214万9,000円と見込み、前年度に比べ5,500万円、6 %の増、として、繰入金は財政調整基金からの繰入金の増により 1 億6,367万1,000円と見込み、前年度に比べ4,145万円、33.9%の増と見込みました。

また、減額となった主なものは、市債については、臨時財政対策債を 4 億5,000万と見込み、前年度に比べ 1 億4,010万円、22.4%の減と見込みました。として、市税については市民税、固定資産税、市たばこ税、入湯税の落ち込みにより全体で30億9,500万1,000円と見込み、前年度に比べ6,197万円、2 %の減となります。

一般会計の歳出（性質別）における前年度との比較では、義務的経費につきましては45億3,986万7,000円で、前年度に比べ9,927万2,000円、2.2%の増となりました。その要因は、人件費について、5年間続いた給与独自削減が復元されたものの、職員 2 人減、共済負担金、退職手当負担金の減、また、非常勤特別職委員報酬の減などにより1,187万円、0.7%の減、扶助費につきましては、子ども手当制度の拡充、生活保護扶助費、障害福祉サービス費の増により前年度に比べ 1 億6,146万3,000円、10.5%の増、公債費の地方債元利償還金につきましては前年度に比べ5,032万1,000円、4.5%の減によるものであります。

消費的経費につきましては、22億235万5,000円で、前年度に比べ 1 億9,185万9,000円、9.5%の増となりました。その要因は、物件費について基幹系システム（住民情報）の更新や住民基本台帳システム法改正、重点雇用創出事業、市庁舎等の基本構想・基本計画策定委託等の各種委託料の増額により、前年度に比べ 1 億2,774万8,000円、11.7%の増によるものです。補助費についても6,174万4,000円、7 %の増で、これは介護保険施設へのスプリンクラー設備整備補助金1,740万8,000円や、下田市観光協会、下田市商工会議所等への補助金の増によるものであります。

投資的経費につきましては、3 億1,967万8,000円、前年度に比べ 1 億162万7,000円、24.1%の減となりました。その要因は、普通建設（単独）事業について、旧澤村邸整備事業に1,500万円、下田市民文化会館前とペリーロードの公衆トイレ整備に3,554万5,000円、三

穂ヶ崎台場遺跡土地購入に1,780万円を計上したほか、道路維持工事費用1,100万円増額したため、前年度に比べ6,208万1,000円の増となったものの、普通建設（補助）事業について、ひかり保育園の改築工事に対する補助金9,006万6,000円が終了したことや、県営事業負担金が港湾事業・県営街路事業の大幅な減により4,978万2,000円の減となったことによるものであります。

積立金につきましては、1億8,227万9,000円で、前年度に比べ4,452万6,000円の減となりました。これは、公的資金補償金免除繰上償還を実施したことに伴う公債費や繰出金の削減効果額を積み増ししていた財政調整基金積立金が前年度に比べ減額となったことによるものであります。

公営企業水道事業会計を除く特別会計（8特別会計）の総予算額は67億5,171万5,000円、前年度に比べ125万5,000円減の横ばいとなりました。その要因は、国民健康保険事業特別会計における保険給付費、介護保険特別会計の介護給付費の増と、公共用地取得特別会計からの長期繰りかえ運用の終了による減、下水道事業特別会計の事業費の減によるものであります。

また、水道事業会計は、工事費の減少により12億6,920万円で、前年度に比べ4,460万円、3.4%の減となっております。純利益は6,101万2,000円を確保しました。

以上、平成23年度の所信の一端と施策の概要を申し上げましたが、市政運営につきましては、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」づくりを目標に最大限の努力を傾注する所存でございますので、市議会を初め、市民の皆様の市政に対する温かいご支援とご協力をお願いする次第でございます。

以上でもって、施政方針を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 以上で市長の施政方針を終わります。

ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 9分休憩

午後 1時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### 一般質問

議長（増田 清君） 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は7名であり、質問件数は17件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、鳥獣被害対策について。2、産婦人科と光ファイバーについて。以上2件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。議長の通告に従い、一般質問を行います。

最初に、鳥獣被害対策について。

平成19年に鳥獣被害防止特措法が制定されました。この法律の基本的な考え方として、鳥獣は自然環境を構成する要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持、改善する上で欠くことのできない役割を果たしています。しかし、近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布の拡大、農山村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、鳥獣により農林水産業にかかわる被害は中山間地域等を中心に全国的に深刻化している状況にあります。また、農山漁村地域における一部の鳥獣による人身への被害も増加傾向にあります。

加えて、鳥獣による農林業にかかわる被害は、農林漁業者への営農意欲低下等が高じて耕作放棄地の増加等をもたらし、これがさらなる被害を招く悪循環を生じさせており、これらは集落の崩壊にもつながり得ることから、直接的な被害額として数字にあらわれる以上の影響を及ぼしているものと考えられます。

そこで、最初の質問ですが、鳥獣被害の発生原因及び取り組むべき課題をどのようにとらえているのか、質問します。

あわせて、下田市では鳥獣による農作物、森林の被害状況がどうなっているのか。

鳥獣被害防止特措法では、捕獲及び侵入防止さくの設置、その他鳥獣被害防止のための取り組みを総合的に計画するために、地方公共団体は被害防止計画を作成することを推奨されております。下田市においては被害防止計画はできているのか、できていなければ今後作成する考えがあるのかどうか。

鳥獣被害防止特措法に規定されている鳥獣被害対策実施隊の設置を検討しているかどうか。

鳥獣の捕獲等については猟友会の協力が不可欠であるが、猟友会の実情、協力体制はどのようになっているか。

また、猟友会とは別に、網猟、わな猟の免許による捕獲も推奨されています。下田市でのわな猟等の試験の実施あるいは講習会の実施などを行う必要があると考えますが、過去に行



われたことがあるが、受講者数が少なく赤字になり取りやめたという話も聞いておりますが、鳥獣被害対策として市の費用で試験なり講習会の実施をすることはできないか。

わな猟を行う者は、狩猟税の納付のほかハンター保険の加入が望ましいのですが、ハンター保険は個人では加入できないため団体加入しかありません。それで、猟友会に入る必要があり、入会金、会費の負担が必要で、それを理由に保険未加入の人も多いようです。そこで提案ですが、市でわな猟を行う人を組織化しハンター保険に加入する団体を結成するよう指導する、または保険料に対する助成を行うことはできないか。

新年度での鳥獣対策の予算計画はどうなっているのか。

野生ザル駆除報奨金の具体的な内容はどのようなものか。鳥獣捕獲により個体数を減らすことは有効な対策です。南伊豆町では報奨金制度を採用していますが、下田市でもイノシシ、シカについても報奨金制度を採用すべきです。その場合には、わなで捕獲した人ととめ刺しを行った猟友会の人と2人について報奨金を出すべきだと考えますが、その点を踏まえ、下田市で報奨金制度を採用する考えはないか。

最後に、捕獲した有害鳥獣の処理についてですが、捕獲現場での埋設、肉としての利活用などがあります。肉としての利活用は個人的には現在も行われていますが、今後、有害鳥獣対策として取り組めば、それではとても対応できるものではありません。伊豆市ではシカの肉処理について取り組んでおりますが、鉄砲は頭部以外のところに当たっては肉としての利活用が難しい、あるいは死亡後2時間以内に処理をしなければならないといったふうな制限が厳しいとも聞いております。南伊豆町ではイノシシの肉処理についての検討を行っているようですが、猟期を除けばなかなか売り物になる肉は困難だと思われま。

そこで提案ですが、現在、老朽化等により使用が困難になっているペット焼却施設を新たに整備し直して、捕獲し、殺処分したイノシシ、シカ等の焼却可能な施設を新設することを検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

2つ目の質問に移ります。産科と光ファイバーについてであります。

下田市では産科の設置要望が強く、これまでも共立湊病院組合では何度も指定管理者に対して設置要望がなされてきました。しかし、全国的な産科医の不足が言われる中で、実現することはできませんでした。2000年には1万1,875人いた産科の医師も、現在は7,312名と40%近く減っています。この10年で、実に4,563人も産科医がいなくなったということです。

昨年9月に厚生労働省が、全国の病院、分娩取り扱い診療所1万262施設に対して調査を

行った結果を発表しました。それによれば、病院が求人している医師数は1万8,288人、中でも産科医の求人は796人でした。全国で医師は約1万9,000人不足しており、産科医は約800人の医師が不足している実態が明らかになりました。下田市のように、実際には産科医の募集はしていませんが、潜在的に産科医を必要とされているところを入れれば、まさに絶対的に産科医は不足していると言わざるを得ません。下田市でも、産婦人科病院の閉鎖が多くありましたが、全国的にも産婦人科病院や大学病院の産科が閉鎖される流れはとまっておりません。

産科医の減少は、1日24時間365日休むことなく対応が必要とされる勤務の厳しさや、女性の産科医が結婚や出産を機にやめていかざるを得ない勤務状況、統計的には1,000人に1人は母親か子供の命が危険にさらされるような出産があるとされており、もし何かあれば裁判になり、産科医は被告席に座らされることとなります。賠償額は最低でも1億円とされており、産科は、実にリスクの高い仕事であります。

下田市では、今年成人式を迎えた成人はたしか二百四、五十人だったと思いましたが、ゼロ歳から5歳児の下田の幼児は160人前後しかおりません。平成30年には、100人前後になると予想されています。少子化の中で産科医の将来性が危惧されていることも、産科医の不足の原因とされています。

千葉県鴨川市にある亀田総合病院の亀田理事長は、「産科は1日24時間対応しなければならぬので医師が3人必要になる。しかし、それでは休みがとれないので、5人から6人の医師が必要になる。妊婦の状況によっては1人ではなく複数の産科医が手術を行うことを考えれば、7人から8人の産科医がいる体制をとらなければ産科の医師を集めることはできません。特に産科では、生まれた瞬間に小児科医の仕事になりますから、小児科、麻酔科などとの連携が必要であり、常にそれだけの医師を確保するとなれば簡単にできることではありません。」と話しています。

産科の設置は、非常に困難なことであります。無論、産科の設置をしないでいいというわけにはいきません。では、どうしたらいいのか、さまざまな可能性は残されていると思います。1つの例が、岩手県遠野市にある公設公営の助産院「ねっと・ゆりかご」です。人口3万2,000人の遠野市では、産婦人科医が不在になってから5年間必死になって産婦人科医の確保に努めましたが、できませんでした。正確に言えば、平成2年に産科医がいなくなっただけで、以来、今もいない状態が続いています。

平成7年に、遠野市ではお産を取り扱う医療機関がないことによる妊婦やその家族が抱え

る不安の解消と経済的負担軽減を図り、安心・安全な妊産婦医療の環境整備に向けた第1ステップとして、市の施設内に助産院「ねっと・ゆりかご」を設置しました。経済産業省のモデル事業として、これまで通院していた妊婦健診を主治医の承諾を得て、モバイル胎児心拍転送装置を活用した遠隔健診により市内で健診を受けることができるようになるものです。市の周辺にある9つの医療機関と嘱託医療機関契約を締結し、助産院で受けた健診結果はインターネットで医療機関に送られ、主治医が確認をするシステムです。また、妊婦さんの事情により、自宅での妊婦健診もできるようになっているそうです。月に1回は産婦人科医が助産院の監督医として健診や診察も行っています。救急車で病院に運ばれるようなときには、助産婦が同乗していくことによって妊婦さんやその家族の安心も大きくなっていることもあると聞きます。遠野市では、6カ月は通院する必要がある妊婦健診の大きな負担軽減を図っていますが、市内での出産はしていません。

この点では、正常分娩だけでも助産院でできるようにならないのかの検討は必要ですが、妊婦健診を市内でできるようになるだけでも大きな前進です。もちろん、順天堂大学病院や海老名総合病院との連携が前提条件になりますが、下田市としても参考にすべきではないでしょうか。

インターネットシステムを使った助産院構想への可能性、過疎地での医療は遠隔診断の必要が高まってきます。また、光ファイバーは新しい事業を起こす可能性もあり、市として光ファイバー網の敷設をすべきではないでしょうか。

以上で私の主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 1時間にわたる施政方針の後でございますので、ちょっと声がかれて少し聞き取りにくいかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、伊藤議員のほうから鳥獣被害という分野にわたりましたので大変たくさんのご質問がございました。昨年来、大変この鳥獣被害の問題というのも議員さんのほうからもいろいろお話を聞かせていただいていたところでございますけれども、現実にはちょっと今この時期ですと少し出てきているあれが余り情報としては入ってきませんし、たまに市民の方から直接私のほうに、ここでイノシシを見かけたと、朝の通勤に大変危険だから何とかしてくれませんかということで、すぐ対策を担当課のほうに命じて調査をさせたり、どのような形でということをやらせていただいたことがあったんですけれども、ここのところちょっとそう

というお話が来ませんが。

先般、大賀茂のみかん園へちょっと行きまして、今、デコボンとかはるみがちょうどとれるときで、今年の被害というのはこの山のほうでどうなんですかと聞いたら、イノシシの被害というのは何かやっぱり従来どおり多かったそうです。それから、アナグマが少し出ているということで、特にこの2つの被害が今年は目立ちましたと。サルはと聞いたら、サルは今年が余りおりてこなかったというようなことと、それからヒヨドリの被害も余りなかったですというようなお話を聞かせていただきました。

いろいろな質問の中で、特にやっぱりイノシシとか、この地区ですとサル、余りシカが、声は聞こえるんだけど姿は余り見えないというようなことも聞いておりますが、どういう状況かということでございますが、いろいろたくさんのご質問がございましたので、私が答弁するよりかは担当課から詳しく答弁をさせていただきたいというふうに思います。

2つ目のほうの産婦人科と光ファイバーというご質問が出ました。特に、議員のほうからはやっぱり産科の先生を確保するのがもう全国的に大変な状態だということと、大分数字を示していただきましたので、なるほどなと、やっぱりそれだけ大変なんだと、これは言葉だけじゃなくて数字を示していただきますと、なかなか産婦人科の先生自体を確保するのは厳しいなというような今感じを持ちながら質問を聞かせていただいたわけでありまして。

現在、私自身の考え方をまず最初に申し上げたいと思いますが、従来より、もう何年間この議会でも産婦人科の必要性というのを訴えられてきました。しかしながら、共立病院のほうにお願いしてもなかなかちが明かないという中で、今度は指定管理者がかわるという事態と新病院ができるということになります。現実、新病院のほうの指定管理者からの申請内容等の中には、将来医者が確保できれば産婦人科もというようなお話が入っておりまして、少し希望を持ちながら、この新病院を支えていけるのかなというまず感じを持ちました。

現実、今、我々下田、それから賀茂地区でお子様生まれるというのは大体400人くらいですね。下田の唯一の産婦人科であります先生のところに、その400人の方のうち210人くらいです、ここで出産ができる、残りの190人くらいがいわゆる圏外、この1市5町の圏外ということですから、多分順天堂さんとか、お嫁さんのお里のほうに帰ってそっちで産まれるというような形の数字が挙がっております。

議員がおっしゃるように、今、この下田も今の0歳から5歳が160人くらいとおっしゃいました、やっぱり少子化の中で出産件数は減ってくるという数字が示されまして、そうしますと我々が考えるのは、この減っている原因というのがやっぱり何なのかなと。お産ができ

る場所じゃないということも若干影響がある、そうすると、やはり若い方がこちらに来て、あるいはこちらで結婚して将来子供を産むというものについては、その辺の絡みも出てくるのかなと。

亀田総合病院のお話も聞きまして、確かに1人という中でのあれは大変だよと。当然、産科の先生に対しまして小児科の先生もフォローしなきゃならないという問題が出てくる、大変研究課題がいっぱいあることだと思いますが。ただ、個人的に私下田市長とすれば、将来万が一が下田の産科が閉められた場合に、この地域が産婦人科が一つもないというような状況を考えることは大変恐ろしいことであって、これを何とか行政が努力をして産科を確保するにはこの公立病院しかないんじゃないかと、こういう気持ちを持っています。それは、やはり個人病院ではもうまず開院は難しいでしょうし、そうすると公立病院の中にやっぱり行政がある程度の資金を出しながら産科を確保していくような努力をしていく必要があるんじゃないかということで、最近6人の首長が集まると、私のほうからはそういうお話をよくさせていただきます。その時には、普段行政は金を出さない、金を出さないといっているけれどもやっぱりそうは言っていないよなど、産婦人科の問題についてはやっぱり行政がそれだけの資金投入をしてもやっぱりつくるというものを示していくのが行政の責任じゃないかなと、こういうお話をさせていただきます、皆さんからは、そうだ、そうだというような、そうだよなというようなお話を聞かせていただきます。

大変厳しい道筋だと思いますが、やっぱりそういう気持ちでもってまずは産婦人科というものをこの賀茂の中心にある、今度新しくできる公立病院に将来やっぱり考えていくべきであろうという中で、今の150床の中でそれができるのか。そうするとやはり今後増床ということもこの公立病院としては考えていかなきゃならないのかなと、こんなふうの中で産婦人科という位置づけをまずしています。

今日の議員のご質問は、なかなか産婦人科は難しいだろうと、そうすると1つの事例として岩手県の遠野市の今お話を聞かせていただいたんですが、そこは今3万2,000人とおっしゃいましたね、そうすると、今の段階では下田よりかはちょっと大きいところ、大変やっぱり産科がないということで厳しい思いをしている中で、先進的なトライアルをしているという中で、助産師さんでそういうものをカバーしていきながら、助産師の場合も安全なお産はできる体制なんです、お産はやらないで、そこまでのフォローをしていくという体制、これは確かにその地域の妊婦さんとすれば大変安心感というものが出てくる。最終的なお産についてはやっぱり産婦人科の病院、例えば大学病院があるとか、この地区でしたらやはり順

天堂とか、伊東の病院なんかもあるでしょうから、そういうところへつなげていくというの  
も一つの提案だというふうに考えております。

先般、病院組合の議会でも、特別調査委員会のほうからその辺のご提案がありましたね。  
同じ考えということで、私の個人的な考え方と今、議員がおっしゃった比較的实现可能なもの  
についてはひとつ考えさせていただきたいというふうに思います。それが、実際に助産師  
さんの確保というのは今度どういうふうな状況になってくるのかということになるのかとい  
うふうに思います。それにあわせて、当然産婦人科の病院と助産師さんと、いわゆる患者さ  
ん、妊産婦さんとの三角関係でもっている情報提供をしながら、指導を受けたり見守っ  
ていくというようなことになろうかと思えます。

この遠野市の場合ですと現在はこれをやっているんですよ、ネット回線で患者さんとい  
うか、妊婦さんのところと助産師さんのところと、その機関となる産婦人科のところとネッ  
ト回線でつないで何かカメラとか、そういうもので連絡をとりながら、会話も可能である  
という、まさに聞くと、いや、素晴らしいなということで、何かのときにもうちょっと資料を  
見て、そういう可能性というのがこの地区にももしかしたら当てはまるんじゃないかなとい  
うふうに今感じているところでございます。

それに絡みまして光ファイバーの検討ということでございますが、たしか昨年だったと思  
います、これは県の情報のほうの管理している局長さんが下田に来られて、いろいろと聞き  
取りの会を持ったということで、その後、ちょっと私も知っている方だったものですから1  
時間くらいいろいろお話をさせていただきました。県がどういう考え方を静岡県の中で持っ  
ているのかというようなことでは、今81か2くらいのパーセントを何年か後には85%くら  
いまで光ファイバーの関係を網羅していきたいんだというようなお話も聞かせていただきま  
した。

今現在、国のほうで「光の道」構想というのを順々に進めていくという構想が掲げられて  
います。これは、平成27年度までにはすべての世帯で高速のブロードバンドの利用が可能に  
なると、こういうような構想を示されております。私どもも、そういうことでこの議会でも  
他の議員さんからも光ファイバーというのは大事だということで、1年前には国も力を入れ  
てということでお話があったときに、結構情報も仕入れて、飛びつこうかなというようなこ  
とも検討したんですが、逆にあのとき飛びつかなくてよかったなという、今、国の方針で  
我々行政がお金を出さなくても光ファイバーをこちらのほうに持ってこようというような話  
がちらほら聞こえてくるようになりました。ですから、それほどもう遠くない、近いところ

にその辺の計画がまた示されてくるんじゃないかなと。

こういうものができてくれば、あとは利用料金の問題とか、それを利用する各家庭とか、あるいは事業所とか、役所とか、病院とかというのが多分当然その接続の回線によっては利用料金というのは大分違ってくるんじゃないかと思えますけれども、これも全く今までみたいに行政がとて金を出せないからできないということじゃなくて、国の施策の中でやっぱりいろいろな動きが出てきているということ、先般もNTT西日本の方ともお話し合いをさせていただきましたが、そういうちょっと光が見えるお話を聞かせていただきました。

この辺を少し、また時期が来ればもっともっと詳しい情報も出せるんじゃないかということで、そういうことを踏まえまして、両方の件については前向きに考えさせていただきたいと思えます。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 鳥獣被害対策についてでございます。

最初に、鳥獣被害の発生原因及び取り組みの課題ということでございますが、鳥獣被害の発生原因ですけれども、これはやはり山林の崩壊とか耕作放棄地あるいは売り物にならなかった果樹の放置、そういったものが原因になっているんじゃないかと考えております。

取り組みにつきましてですけれども、やはり森林の整備とか耕作放棄地をなくすとか、そういったことが一番よろしいんじゃないかと考えておりますが、それがなかなか進まない状況であります。ですから、農業委員会でありますとか森林組合、それぞれの協議いたしまして検討していきたいと思えます。それと、一番現実的には箱わなが効果があるんじゃないかと考えております。これにつきましては、箱わなをもう少し増やしまして、専門的な方々を雇用するとか、そういったことで対処していきたいと考えております。

それと、被害状況であります。平成23年2月末現在で被害面積が約5ヘクタール、被害額が309万円余りと把握しております。

それと、被害防止計画ですが、これは平成19年度に作成しまして平成20年度から平成22年度までの計画となっております。現在、23年度から25年度までの計画を検討しているところでございます。内容につきましては、イノシシやシカ、サル等の現状を把握するとか被害防止の啓発活動、有害鳥獣対策事業補助金等の推進等を定めております。

それと、有害被害防止特措法に指定されています鳥獣被害対策実施隊、これは法律によって組めることになっておりますが、下田市では22年度では検討されておられません。23年度につきましては、緊急雇用を活用しまして箱わなの設置とか管理をします2名の方を雇用する

予定でありますので、そちらのほうの結果等を検討しながら、鳥獣被害対策実施隊も含めた検討をしていきたいと思っております。

猟友会の現状ということでございます。今、賀茂猟友会下田分会の会員数は50名の方が登録されております。どうしても箱わなを設置して獲物がかかりますととめ刺しをしなくてはなりませんので、猟友会の方々の協力がどうしても必要になるということで、これからも十分な連絡体制をとり、協力を依頼していきたいと考えております。

それと、鳥獣被害対策に関する試験、免許の試験あるいは講習会ということでございます。これは国の交付金がありまして、来年度、伊豆地域鳥獣害対策連絡会、これは1市5町でやっている会ですけれども、ここが主体となってわな免許の取得のための講習会等を計画しておりますので、こちらのほうに参加していただければよろしいと考えております。

それと、わな猟を行う人の組織化、またハンター保険に加入する団体を結成するような指導という、また保険料に対する助成ということですが、現在、猟友会に加入すれば自動的にハンター保険等が入るようになっております。また、議員ご指摘のとおり、ハンター保険は個人では難しいという状況にありますので、組織を考えるということはいいのかもしれませんが、とりあえず、まず猟友会との協力体制を維持したいということがありますので、まず、そちらのほうとも最初に協議をしていかなければならないと考えております。

また、ハンター保険の助成ですけれども、現在は考えてはおりませんが、鳥獣被害対策実施隊の取り組みでやるという方向になれば、その中で検討していかなければならない問題だと考えております。

それと、新年度予算ということですが、先ほど話しました緊急雇用創出事業の中で2名の方を雇用する予定であります。

また、伊豆地域鳥獣害対策連絡会、こちらのほうから12基のわなを貸与される予定であります。

それと、あと報奨金の件ですけれども、報奨金を出していない町もあります。ですけれども、市としては今サルに8,000円報奨金を出しております。ですけれども、ほかの町ももう少し出しているところもあるもので、そちらのほうの町とも整合性というんですか、同じような報奨金の支出をするような方向で検討していきたいと考えております。それは、イノシシとかシカも含めてでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 環境対策課長。



環境対策課長（藤井睦郎君） 議員ご質問の最後の11番目の質問の中で、現在、老朽化して使用が困難な動物焼却炉を新たに整備してイノシシとかシカの焼却ができるような、新たに炉を新設してはどうかというご質問でございます。確かに、今はそういう状況の炉でありまして、新たに大型な動物になるわけですがけれども、今のものは犬猫ということで、イノシシ、シカとなりますと大体炉の面積が10倍くらい、今の炉は0.2平米なんですけれども、2平米というか、10倍くらいの大きさの焼却炉の建設になります。それとあと、排ガスを高度処理しなきゃならないという法的なダイオキシンの特別対策法に基づいた、そういう炉の新設ということになりましてバグフィルター等を設置するというようなことも考慮し、また、新設となりますと今の既設のを取り壊すというような撤去の費用とか、いろいろかかってくるところで、ちょっと仮に大まかに見積もっております、大体1億円前後の工事費の見積もりができてきております。そういう状況を見ますと、財政的な状況の中からはちょっと新設、今の状況では難しいのではないかと、このような判断もさせていただいているところです。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） では、再質問を行わせていただきます。

鳥獣被害の発生原因及び取り組むべき課題、発生原因は大まかにもよく言われているように耕作放棄地ですとか、果樹が放棄されている点だとか、稲のところに出てくる、稲の穂をそのままにしてあるとかということが言われておるんですが、まず、森林の整備についてはどんなような内容のものを考えているのかと。それから、結局は稲だとか果樹の放棄なんかは市民への啓蒙ということが非常に大事じゃないかと思うんですね。だから、やっぱりこれからは市民の啓蒙をやっていく必要があると思うんですが、その点についてはどういうふうになっておるのかということを再質問をさせていただきます。

それから、被害防止計画は21年、22年ができているということなので、これは後で結構なんで、議員全員に配付をしていただきたいなというふうに考えております。

それから、箱わなで2名雇用をするということでもあります。今日ちょっと資料を持ってくるのを忘れたんですが、猟期ではたしかシカが多かったんですけども、イノシシ、シカも数百頭の、たしか実績が100何十頭かな、出ているんですが、猟期以外ではほとんど有害鳥獣の対策としての個体数の捕獲等が行われていないという現状を考えますと、猟友会の力を借りてやらなきゃいけないんですけども、猟友会だけではとても有害鳥獣の対策はできないんじゃないかと、より多くの人にやっぱり参加をしてもらう必要があるんじゃないかと。

防止隊として2名の緊急雇用でやるということも大事なことで大変結構だとは思いますが、やはり範囲の広さ、被害の大きさからいきますと、やはりより多くの人にわな猟の免許を取っていただいて取り組む必要があるんじゃないかと。その意味で言えば、報奨金についてもしっかりとしたものが必要であり、また、試験なり講習会については伊豆の連絡会でやるんで、それに乗っていきたいということですが、これはぜひ下田市で実施をしていただきたいということをお願いとして出しておきます。

それから、その報奨金についてはぜひ、これはハンター保険のほうとも絡むんですが、捕獲した人、それからとめ刺しをした、これはほとんど猟友会の人になると思うんですが、両方に報奨金を出すようなシステムをとっていただきたいと。そうすることによって、ハンター保険に入るには猟友会に入らなきゃいけないんだけど、箱わなの人は保険には入りたいたいけども、別に猟友会の入会金とか会費まで納めてまでというところでちゅうちょする人も結構いるというふうに聞いているわけです。だから、その意味で言えば、ハンター保険を別にして、猟友会だけが有害鳥獣対策をやるという形ではなくて、猟友会に入らないんだけどもわな猟等で有害鳥獣対策をやる、そういうグループがあってしかるべきだし、そのほうがより多くの効果を上げるんじゃないかと。

したがいまして、この辺は猟友会の方ともよく協議を重ねて、ぜひわなはわなでその保険に入れるような、そういうシステムづくりが必要ではないかと。わなでとった場合、とめ刺しは猟友会の人にやっていただくということで、報奨金のほうは、わなでとった人、とめ刺しを行う猟友会の人、双方に報奨金を払うというようなことをやれば、猟友会と有害鳥獣対策、これはほとんどわな猟になるかと思うんですが、わな猟の人たちとの共存は十分可能ではないかというふうに考えますが、その点はいかがなのかが再度質問をいたします。

報奨金は、何かイノシシとシカについても出す方向で検討しておるということなんで大変いいことだと思います。ぜひ、先ほど言いましたようにとめ刺しと捕獲と分けた中で、しっかりとこれは検討して前向きにやっていただきたいというふうに思います。

それから、新しい焼却施設なんですけど、1億円という金額はちょっと驚いたんですが、必要であれば、これは行政ですから、株式会社であればもう採算が、お金がかかるということでこれはやめてもいいんだ。しかしながら、市役所は当然ながら株式会社ではない、採算度外視、むしろ採算に合わないことをやるから税金を取っているわけで、採算を考えているんなら税金を取るのをやめればいいわけですね。なぜ強制的に金を取っているのか、それはこういうために取っているわけですよ。有害鳥獣をしっかりとっていく、その、やっぱりこ

れを埋めるといったら大変なことですよ、もうご承知のように。しかも、猟期以外のときによ、やっぱり有害鳥獣対策は、より猟期以外のときに必要なわけです。しかしながら、猟期のときにはたくさんとれているけれども、本当に必要な猟期以外のときにとれていないと。

そして、個体というんですか、死体というか、その処理というのは大変な問題なわけです。全部埋められない、もちろん食べられない、放置もできない。一般的にはやっぱり焼却処分が一番いいわけです。これは、環境対策課長がいみじくもおっしゃったように財政の問題である、財政は当然税金という強制的に市民からお金を取っているわけですから、それはもちろん採算だとかお金がかかるとかということではなく、市民に必要なものであるのかどうか、こういう観点から検討されることは当然思っておりますが、1億円が妥当なのか、もう少し安くできるような気もするんですが、やはりこの動物焼却炉、これは必要なんではないか。場合によっては広域でやることもあるいは可能なのかもしれません、再度、これは企画財政課長にお尋ねしますが、この動物焼却炉、これが必要と考えるか否か、この点についてお尋ねしたい。お金はあくまでも二次的な問題ですから、これは行政ですからね。

以上です。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 森林の整備ということでございます。これは、森の力等の補助事業があります。そういったものを活用していきたいと思っております。

それと、市民の啓蒙ということでございますけれども、これはホームページとかそういったもの、また、先ほど申しました交付金による講習会等を活用していきたい。この交付金は伊豆地域のものから下田市のほうへ、とりあえず今の計画では200万円来ることになっておりますので、その中で検討する課題だと考えております。

それと、ハンター保険ですけれども、やはりとめ刺しというのはなれた方ではないと難しいと考えておりますので、猟友会の方にやっていただくような感じになろうかと思います。

報奨金につきましても、いろいろ支出方法というのはあると思っておりますので、また、さらなる検討をさせていただきたいと考えております。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） 今の焼却施設の関係なんです、企画財政課長に答弁を求めてもちょっと酷だと思います。実際には、税金は取っているんだからそういうものは必要であればつくるのは必要じゃないかということ、問題は一番はやっぱりそれが本当にこの地域にとって

必要かということをもまず調べなきゃならないわけですね。先ほどちょっと課長が答弁したような南の施設、伊豆市はちょっとここから持っていくのにも遠い施設だというふうに思っています。南の場合は、とりあえずは自前のものだけでよそのものは受けないよというような考え方なんです、でも、やっぱり広域でいろいろなことを考えていく中で、下田だけにそういう焼却施設をつくるということよりかは、何らかの形でやっぱり広域の中でご相談申し上げながら、処理がそちらでできるということであれば、負担金を出してもやっぱりやっていただくような考え方も必要だと思いますので、また、担当課のほうで議員の投げかけということでちょっと研究をさせてみたいということで答弁とさせていただきます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） それでは、再度質問しますが、予算が200万円あるということですが、市民への啓蒙はホームページといたって、本当に申しわけないけれども、市のホームページを読む市民というのは本当にわずかなものだと思うんですね。自分も年に1回見るか見ないかくらいなもので、やっぱり市民への啓蒙については回覧板なり新聞の折り込みなり、いろいろな方法があると思うんで、もう少し幅広い市民に啓蒙活動ができる方法をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、保険については猟友会との協議は当然必要ではありますが、猟友会に入らなければ保険に入れないと、そのことが箱わなをやる人の幅を狭くしている可能性があるわけです。そこは、本当にそれで対策として十分なのかどうかと。つまり、猟期以外に有害鳥獣の捕獲等に本格的に取り組むというときに、全員を猟友会に入れというやり方がいいのかどうか、そこはやっぱり検討すべき課題だと思うんですが、そののところはもう一回ご返事をいただきたい。

報奨金については前向きにやってくれるということなんで、大変結構なんで、これはしっかりやってもらえればよいと思います。

それから、さっき返事がなかったんですが、講習会等はぜひ下田で、これも啓蒙の一つですから、やっぱりそれを実施するということはね。先ほど来、箱わなをやっているんだけど、つまり箱わなの免許を取ってくださいと。だけれども猟友会に入らなければだめですよと、つまりとめ刺しは自分で殴り殺すのか刺し殺すのか知らんけれども、それはなかなか簡単にできる話じゃないと。保険に入りたければ、実際上は要するに猟友会に入らなければ保険にも入れないし、広がりも出ないということになってしまうわけですね。協議はしていただくけれども、方向性としては本当に猟友会に全員入れということで有害鳥獣のすそ野は広

がるのかと。

もともと、たしか私の記憶では猟は1本だったんだね、許可が。それを、わなと鉄砲をたしか分けたという記憶があるんだけど、それはやっぱりすそ野を広げるという意味でわな猟だけが分けたんじゃないかと思うんだけど、そこをもう一回確認をしたいんだけど、たしかそういう経緯があるんだと思いましたね。そういう意味で、有害鳥獣の捕獲についてのすそ野を広げるという意味では、何が何でも猟友会に入れるということはやっぱり検討すべきじゃないかと思いますが、その返事をいただきたい。

光ファイバーについては、市長からも前向きな発言をいただきました。しかし、やはり国の施策を待つだけではなくて、やっぱり庁内で検討をしていく必要があるんだと思います。どういうやり方がいいのか、行政がやるのか、他の民間あるいは第三 最近は第三機関なんてやらないのかな、いろいろな方向があるので、それはぜひ前向きに光ファイバー網の敷設ができるような検討をお願いしたい。答弁だけいただければ。

議長（増田 清君） 産業振興課長。

産業振興課長（増田徳二君） 猟については、農業者の方にとっていただいて、箱わなをかけてほしいという方向性があります。ですから、そういった方向で動くためにも、下田市において交付金を利用した講習会等を開催していきたいということでございます。

また、保険につきましても、当然ハンター保険に入らないと箱わなの、有害鳥獣の許可の対象になりませんので、そちらのほうもあわせて検討していかなければいけないと考えております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最後に、要望という形でやらさせていただきます。

わなについては、やっぱり農業者、それから実際に山に行くのは林業の方が山に行く機会は多いんで、やっぱり林業の方にもこの箱わなの免許をぜひ取ってもらいたいし、その場合、保険に入らなきゃいけないと。ただ、これが全部が全部猟友会加入を義務づけるような方向でいくと、肝心のすそ野が広がるという一番根本の目的を逸しちゃうおそれがあるんで、それはぜひ猟友会と検討しながら進めていただきたいと。

それから、焼却場についてはやはり広域というのも一つの大きな方向性でやり方だと思うんです。前提条件は、要はどれだけ猟期以外の季節に有害鳥獣の捕獲等をやれるかどうか。これができなければ、結局は焼却施設をつくっても焼却すべきイノシシやシカがいないということですから、前提条件はやっぱり有害鳥獣を猟期以外のところでどれだけやれる体制を

組めるかと。これが組めてくれば、必然的に焼却施設もまた必要になってくるのではないかと思いますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということで、終わります。

議長（増田 清君） これをもって3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 8分休憩

午後 2時 18分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位2番。1、共立病院の移転新築問題と市長の政治姿勢について。

以上1件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 私の質問は、共立湊病院の移転新築問題と市長の政治姿勢について、この1項目だけであります。関連ということで、議長の許可をいただきまして資料を各議席に配付させていただきました。よろしく参考にさせていただきたいと思います。

まず、質問に入る前に、12月定例議会でもそうしたように病院組合事務に若干触れてまいりますので、本来なら私たちの代表が2名が病院組合議会に出ております。この議会がチェックすべきところなんですけれども、どうもちが明かないために、下田市議会に関連のある部分に限り市長に直接伺ってみたい、そういうことであらかじめ議長にはご了解をいただきたいと思います。

共立湊病院の新築移転問題につきましては、これまでも何回かこういう席で一般質問というような形で市長にお尋ねしてまいりました。しかし、その都度、市長の答弁は必ずしも私の納得できるものではありませんでした。質問と答弁にすれ違いが多かったように思われます。それはどういうことなのか、私の質問に対し市長は常々、あなたは病院問題に反対の立場だからといってまともに質問の内容を聞こうとされなかった、そのように思われます。また、こうした傾向は、市長だけでなく病院組合議会の議員の中にもありました。下田市の市会議員の一部が病院の移転新築に反対しているとか、下田市議会の一部議員が病院の新築移転を妨害しているなどともいわれてきました。

どうしたわけか、私たちがこういう発言をしますと、知られてまずいことがあるのか、そうした点を何か覆い隠すようにふたをして、そして妨害していると、そのように騒ぎ立てる。妨害ということは、正しいことをしているのにそれを暴力あるいは力づくでやめさせようと

する行為、そういう行為を妨害というんです。私たちは決して妨害などしておりません。また、するつもりもありません。私たちは、ただ間違いは間違い、そういう指摘をして、間違っただけのまま強引に進めてきたやり方を批判してきただけであります。

ですから、新病院について移転新築の方向が決まり、建設場所も決定してからというもの、賀茂医療圏の中核病院として質の高い医療を提供してくれる公立病院、こういう施設を一日も早く建設してほしいと主張して、そして、それを妨げるものは排除していく、そういう姿勢で行動してきたつもりであります。賀茂医療圏内の唯一の公立病院の灯を消すな、これが私たちの切なる願いでした。こうした思いを背景にして市長に何点かお伺いをしたいと思っております。

去る2月25日、新病院、仮称下田メディカルセンターの起工式が現地で行われました。総事業費約34億円、このうち30億8,500万が起債対象事業だということでもあります。この起債申請書が昨年12月中旬、病院組合から県の経営管理部自治財政課に提出されました。この申請書の提出に当たって、県の自治財政課は、昨年9月7日付の文書で病院組合あてに、病院組合構成首長の全員同意を担保する書類を県に提出しなさいという意味合いの通達をしてきております。先ほど議長の許可をいただきまして各議席に配付させていただきました資料のナンバー1がこれに当たります。

ところが、当時の病院組合構成市町の首長間の考えはバラバラでした。とても、全員の同意書を添付する、そういうことができる雰囲気ではなかったようであります。それを裏づけるように、市長は昨年12月定例議会、私の一般質問に対しまして、組合議会が指定管理者を決める議決をしているので、首長の同意を担保する書類は要らなくなったという答弁をしております。本当に要らなくなったんだろうか不信に思いまして、川勝平太県知事に文書で問い合わせをしてみました。県知事からの回答は、首長全員の同意を担保する文書の提出は必要だ、そして今もそれを求めている、そういう意味合いの回答をしてくれました。それが、資料のナンバー3であります。

ここで市長にお尋ねいたします。共立湊病院組合は、昨年12月14日、新病院建設に係る起債要望書の提出に伴い、起債計画書及び起債関係書類等に関して構成市町の同意を得たことを証する書類の提出についてという県からの依頼文書を経営管理部自治財政課から受け取りまして、そして2日後の16日に構成市町の首長の同意書らしきものを県に提出しております。順序が狂いましたが、それが資料のナンバー2であります。

同意をしたのは、構成市町的全首長となっておりますので、当然下田市の市長もこの中に

入っていることとなります。市長は、この起債申請書に、いつ、どこで、どのような形で同意をされたのでしょうか、その点お尋ねいたします。

この起債申請書に添付され県に提出された書類、これによりますと、平成22年11月26日午後7時より開催されました共立湊病院組合運営会議において、1市5町の首長全員参加のもと、この起債申請書を説明をし確認と同意を受けたものであると書かれております。ナンバー4の資料がそれであります。

昨年11月26日に開かれまして病院組合の運営会議、ここで首長全員に申請の内容を説明して全員の確認と同意を得られたと、この会議がそのような会議であったでしょうか。ここに、当日の会議の内容を録音したCDがあります。ここで、このCDを再生するわけにはいきませんので、それはできませんけれども、私にはどうひいき目に見ても1市5町の首長全員が合意をしたという会議だったとは思えません。このことは、運営会議に出席されておりました市長ご自身が一番よくご存じのはずであります。

そこで、もし同意を取りつけていなかったとすると、病院組合管理者が県当局に提出した首長全員の確認と同意を受けたと記載をしました共立病院組合第155号の公文書は、意図的に虚偽の内容を記載した虚偽文書ではないかという疑いが出てまいります。また、虚偽を承知しながら文書を作成し提出をした病院組合担当者は、言葉はきつくなりますけれども公文書を偽造したことになりはしないか、そんな疑問も出てまいります。もし、そうだとするならば、市長もこの虚偽文書作成の片棒を担がされたこととなりますけれども、このことについて、市長、ご見解をお尋ねいたします。

また、添付された文書が虚偽文書、偽造された公文書ということになりますと、この文書の効力が問題になります。この虚偽の文書を添付した起債申請書について、私は無効ではないのかなと思いますけれども、市長はいかがお考えでしょうか、ご見解をお聞かせください。

共立湊病院は、この3月31日で指定管理者が交代をし、これまでの地域医療振興協会から静岡メディカルアライアンス(SMA)、ここにバトンが引き継がれます。この引き継ぎに当たっては双方の関係者は大変ご苦労されていることと思いますが、どうしたわけか、その引き継ぎの作業、動きが見えてまいりません。スタートまで、あと1カ月を切りました。準備は大丈夫なんでしょうか、とても心配になります。

最近、静岡メディカルアライアンス(SMA)、ここの杉原理事長から、4月1日からの共立湊病院スタート時の病棟体制について共立湊病院に連絡があったようであります。その内容は、これまで2病棟で病床90床以上、そういう体制でスタートするとしておりましたが、



それを1病棟、50床体制に縮小するという、そういう内容のものでした。なぜ、SMAがそのようにここに来て縮小せざるを得なかったのか。その理由として漏れ伝わってくるところによりますと、1つが、医療法上は2病棟のスタートが可能な看護師を確保した、しかし、安全かつ安心な急性期入院医療を行うために看護師配置基準の10対1を優先したことから看護師が不足になった。2つ目に、下田市内で伊豆下田病院が4月に開院する、看護師の確保が競合する結果になった。3つ目、管理委託が決定したのが昨年11月以降で、看護師募集を開始したときは既にほとんどの看護学生の進路が確定していたというものであります。何のことはありません。予定した看護師が集まらなかったので予定どおりに計画が進まなかったと、そういうことのようにあります。これでは理由にはなりません。

杉原理事長は、昨年9月、指定管理者を引き受ける、そう方針をお決めになったとき、紳士的な経営を行い、極力赤字は出さないように努力すると、そういう条件を提示しまして、それと引きかえに、やむなく赤字が出た場合は病院組合に補てんしてほしい、そういう要望をしております。もちろん、病院組合もこれを認めております。そして、その際、杉原理事長が提示しましたスタート時のシミュレーション、これによりますと病床40床では1億6,600万の赤字が出る、50床だと1億1,100万の赤字になる。しかし、90床になればとんとんになる、そういう数字を示されておりました。

さらに、杉原理事長は看護師が確保できなくて病床数が足りなくなるようなときは、ジャパンメディカルアライアンスいわゆるJMAです、このJMAから連れてくると、そうおっしゃっておられました。その後、市長も杉原理事長のこの意気込みに合わせるように、看護師の確保も順調に進んでいる、この分だと90床から100床のスタートができる、そうなれば経営もとんとんから黒字も見込める、そのように述べておられました。それが、このスタート間際になってどうして急にこんなことになったのか。関係者の単なる見込み違いでは済まないと思うんです。その辺の事情がおわかりになりましたら、市長、お聞かせください。

さらに、ここにきまして、医師の確保も難しくなったという情報も聞こえてまいります。これまでに確保できた医師、常勤の医師がたった1人、県から派遣される自治医大、この自治医大を卒業した若い医師が3人、それに下田市内の開業医など、こうした人たちを含めた非常勤医師6人、こういう体制のようであります、もちろん今現在ですけれども。診療科も、当然科目数も当初述べておられたような科目は到底できないわけで、今聞こえてくるのは内科と外科と2科だそうです。こうしたことについて、県の医療関係者といいますが、県の関係者も、またJMAに裏切られたと、このようなことを言っておられるようですけれども、

こういう状態で果たして今後この病院運営ができるでしょうか、私は非常に難しいんじゃないのかな、そのように思います。

こうしたことについて、一番心配しているのは下田の市民であります。この心配されている市民に対して、市長、この現状をやはり説明をしてくれる、説明する責務があるかと思えます。そういう観点から、市長にお尋ねいたします。私がかわってお尋ねいたします。医師確保の状況、現在どうなっているのでしょうか。4月スタートする時点で診療科目は何科と何科、どんな内容の科目でスタートするのでしょうか。当初言われておりました小児科も難しくなった、今予定に入っていないようですから難しくなったわけですがけれども、その辺の事情ももしおわかりでしたらお聞かせ願いたい。

さらに、整形外科もなくなったというように伺っております。こうしたことは事実なんでしょうか、単なる風聞でしょうか、その辺、市長、おわかりでしたらお聞かせ願いたいと思えます。

また、このように縮小された体制で果たして救急業務ができるでしょうか。先日、下田地区消防組合総会がございまして、私も1点質問をしました。救急患者、消防組合の搬送の業務、その傾向について1点伺いました。そうしたところ、救急患者数は減少の傾向にあるということで、しかし、だからといってこの現状、看護師不足、医師不足、こういう体制で果たして減少したとはいえ、まだ相当数の救急患者が搬送されているわけなんです、そういう搬送の体制といいますか救急患者の受け入れ、そうしたものが従来どおりにできるでしょうか。

4月から伊豆下田病院でも救急患者の受け入れが可能になるようではありますが、今回、片方の当事者SMAですね、公立病院を引き継ぐはずのSMA、4月からスタートするこの公立病院、これは民間ではないんです、公立病院なんです。公立病院でありながら、引き継ぎに当たってこのように従来の体制をそのまま維持して引き継げなかった、そういう状態にあるわけなんですけれども、こういうSMAの体制について市長はどのようにお考えでしょうか。この責任は大変に大きなものがあると言えますけれども、この点、市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

先ほども言いましたように、こうした質問は市長が下田市議会で答弁することではないのかもしれない。しかし、このような形で私どもが市長に質問をし、答弁をしていただかないと、下田市民には今この病院問題がどうなっているのか全くわからない状態なんです。どんな病院ができるのか、この地域の医療が今後どうなっていくのか市民には知る権利があり

ます。今回は、そうした市民の気持ちを代弁をいたしまして質問をさせていただきました。  
市長には、わかりやすいご答弁をお願いいたします。

これで主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 共立湊病院の移転新築問題ということで、藤井議員からはいろいろご質問をいただきました。いろいろ前段の質問に入る前に、議員がおっしゃったことをちょっと今ここにも少し書いてみたんですが、議員のほうからは、議会でこういう質問をしてもまともに質問の内容を私が聞かなかったからという、こういうおっしゃり方をしましたが、議会というのはそういうものじゃないんじゃないですか。当然、議員が質問すれば私は当局の人間として答える義務がございます。ですから、まともに聞こうとしなかったからということとをまず言われたことにちょっと不快感を持ちました。事前に議員からはこういう質問をするというようなお話、口述書も見せていただきまして、私なりにはっきりした今までの議会の中でも答弁をしてきたつもりでございます。

それから、正しいことをしているのにと、いわゆる議員側の立場として自分たちは正しいことをしているのだが、それを妨害をしているというような受け取り方をした。じゃ、私たちは正しくないという言い方をされるのも、これはいろいろ考え方があって皆さん方もこういう活動をされて、あるいは議会でご質問なさっているわけですから、どっちが正しい、それはもうどなたかが判断をして、お互いに支援というものにつながってくるんじゃないか、これ2つにまず感じました。

それから、間違いは間違いだと指摘して、間違ったやり方を進めてきた市長たちに批判をしてただけだと。何が間違っているのかというのは多分今、議員がおっしゃっているようなことの内容が若干議員からすれば間違っているという判断をされているのかもしれませんが。それからもう一つだけ、自分たちは賀茂医療圏の中核病院として質の高い医療を提供してくれる公立病院を一日も早く建設してほしいんだと、それを訴えている。それを妨げるものは排除していく姿勢で行動してきたということは、議員と私と考え方が違えば私が間違ったことをしているから、それを排除しようという、そういう行動を議員たちがしてきたということとを言われちゃいますと、やっぱり来年の5月からはこの下田市に新病院ができるわけであります。さきの2月25日にはいよいよ起工式が行われまして、多くの市民の方から、やっとできるんだと、本当にできるんだという声が大変聞くようになりました。

ですから、もうスタートしてよいよ工事、多分今月の中旬から本格的に入るんでしょうけれども、そういう中で今我々がしなければならぬ、議員がおっしゃっているように必要な質の高い医療を提供してくれる公立病院が欲しいんだと、目的は一緒じゃないですか、議員たちと私たちが進めている。これをお互いに中傷し合って、何がだめだ、これがだめだということをやっていたら、やっぱりせつかく受けてくれるSMAにしても、本当に何で我々は苦労してまでここに出てきて、この地域の医療を守ろうかという先生方の思いが本当にやっぱり地域の人間が温かく迎えて、いろいろな面で協力して、この公立病院をしっかり支えていくという姿勢がなければ、いい病院なんてできないですよ。私はまず最初に、そういうふうに議員の質問を聞いていて思いました。

それから、最後のほうに1つ、議員のほうは、県はまたJMAに裏切られたというようなことを言っていたということ、これは県の方がおっしゃっていたんですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） ようですって、議員が県の方から聞かれたんですか。

〔発言する者あり〕

市長（石井直樹君） わかりました。ちょっとそこが今気になったところです。

議員からはいろいろ質問が出ておりますので、ただ、質問を受けた中でちょっと私もびっくりしたのは、私どもが知らないことまで議員が知っているというのはすごい情報だなというふうに思ったんですが。実は県のほうから、確かに議員がおっしゃるように医師が少し予定より少ないんじゃないかという話の中で、少しSMAと我々病院組合の構成している市町の長でその辺の確認をとってくださいというので、急遽やったのが3月2日であります。ですから、昨日おとといなんですね。そこで正式にSMAの理事長さんから、常勤医の先生が、予定していた先生がいろいろな面で断ってきているということで、今の段階では確かに院長先生お一人という説明を受けました。県のほうの派遣医師が3人、それから非常勤の医師が6人ということのお話を正確に聞いたんですが、今、議員がそれをもう知っているというのはどういうところからそういう情報を、我々よりか逆に早く知っているということがちょっと、いやいや、いい悪いじゃないんですよ、すごいなと思っているんですけども、大したもんだと思いますね。だから、そういう何か情報網を持っていらっしゃるのか、何かいつもこの質問等に出てくるのがかなり我々が知らないようなことまでも質問に入ってきてびっくりして、ちょっと確認をとったりしている状況であります。

ですから、私知っていることよりか議員の知っていることのほうが多いかもしれません

が、私の答えられる範囲で支障がなければ、ただ、現実には私自身は今病院を早くしっかり体制を整えるというのが我々の責任じゃないかなと思っている中で、もう起工式が終わったこの病院のことについて、今度の4月からの指定管理者がかわる問題について余りこうだ、ああだということとははっきり言ったら言いたくないという思いは個人的にはあります。

というのは、振り返ってみれば、もう昨年本当にこの4月からは病院がなくなるという事態が生じていて、この議会でも医療空白という言葉が使われて、どうするんだ、どうするんだということを盛んに言われました。もう協会はやる気がない、撤退をする、そうなったときに受けてくれる病院がないという中、あくまで当時JMAさんでしたけれども、新病院からというのが条件でした。

でも、やっぱり地域の方々あるいはこの議会でも多くの議員さんから空白をつくっちゃいけないという中で、何回も何回もJMAさんに当時お願いをして、この4月から何とかやっていただきたいというお話を持たせていただいて、ただ本当にもう準備期間がない中で、お医者さんの確保も大変でしょう、それから当然患者さんも減らした中でスタートしなきゃならない、看護師さんだってどれだけ残ってくれるか、集まるかわからないという中で、その1年間の赤字が出たときには何とか、我々も頑張るけれども頑張り切れない部分があったときには病院組合のほうで何とか面倒見てください。これも6人の合意でのみでした。やっぱり空白をつくっちゃいけないという中で、ですから、大前提としてこの4月からの病院についてはかなり縮小されてもやむを得ないという判断が当時あったと思います。

でも、SMAさんも短い4カ月、5カ月の準備期間の中でいろいろ看護師さんの確保、医者の確保に動いてくれて、何とか4月からは我々がやりますよという中でのスタートが切れる段階、今現在確かにお医者さんの数も議員がおっしゃったとおりであります。ですから、かなり大変なスタートになるのではなからうかというふうに思います。

12月の議会の中では、何とか2病棟が開けられるようになる、これは当時のJMAさん、それから共立湊病院から我々が報告を受けていたことをありのままに言ったわけでありました。それが、現在この3月の議会でそのように2病棟開けない、1病棟になるという話を聞かされたときには、やっぱりこの業界というか、お医者さんの確保、看護師さんの確保というのが並大抵ではないなということで、これはもうありのままを申し上げれば、そういう状況にはなっていると思います。

ただ、我々はこの地域の救急体制をしっかり守っていただくということで、最初からJMAさんにはまず2次救急を確保してくださいと、こういうお願いをしてきた経過があります。

ですから、2次救急ができるという形であれば、確かにお医者さんの数が、あるいは診療科目の先生が少なくなって限られた2次救急しかできないかもしれません。内科、外科、それから整形外科の先生もいわゆる外来の担当の先生というなお話を聞いておりますので、当然2次救急で手術をしてやるとかということもかなり厳しいと思います。でも、内科、外科に限ってとりあえず2次救急はしっかりできますというのが、この2日のSMAの理事長さんからのお話でございました。

それで、流れとして最初のご質問に戻りますが、病院建設の起債申請に、これも前に12月に議員がご質問されたことでもございまして、実際にはもう22年度の起債は財務のほうからオーケーが出てやっています。ですから、今後大きな金額であれば23年度の申請のような形が出てくるわけでありましてけれども、この起債申請の同意ということで今、議員のほうから、市長が起債申請書に、いつ、どこで、どのような条件で同意されたのでしょうかというご質問がございました。11月26日の運営会議にたしか議員も傍聴に来られていまして、今何かCDを持っているよなんて、そのときはこの起債のあれに同意したような話じゃないじゃんというような言い方をされましたけれども、当日はこの起債の関係でいろいろもめたわけじゃないんです。多分、読んでもらってわかると思いますけれども、病院組合の山田君のほうから起債の説明についてはそれもありません。

しかしながら、当日そこでいろいろ議論が出たのは、いわゆる聖勝会を引き継いでSMAになるんだというような問題とか、もう私もあの当時そこでいろいろ自分でメモをとってありますので、どこの町長さんがどういう話をしたかというのをここに全部書いてあるんですが、起債の関係については一つも文句は出ておりません。事務局の起債の説明に対しては、そのまま記載どおりの内容を受けとめた形であります。

ただ、12月5日に臨時議会を開くことに対して、まだSMAというものに対しての、聖勝会を引き継いだことだとか、聖勝会さんの最後、どんなふうにつつんだとか、あるいは住民感情としていいのかよとか、そういうようないろいろな議論が出て、少し声高にしゃべられた町長さんたちはいましたけれども、起債の問題についてはほとんど議論をされずに、というのはもう既に8月くらいから起債のいろいろな関係のことは運営会議の中で同意をされながら議会上げて議決しているというような形で来ましたので、起債の関係についてはほとんど問題なく同意をされたというふうに私は認識しておりますし、あくまで起債に反対だというんだったら議会上げて我々が上程できないわけでありまして、それを議会上程してきたということがすなわち同意であるという認識を私自身も持っていますし、県のほうから9月

7日に、今、議員が何か配られました、このナンバー1という中に病院組合構成首長の全員同意を担保する書類を県へ提出ということで、ですから、これの担保する書類というのが何か配られましたナンバー4ですね。ここの上段に線で引いてあるところが、いわゆる首長の同意を得て12月5日の議会に上程して、そこで議決をされたということが担保になっているのを管理者が起債の申請のところにつけたことをごさいます、これで県はオーケーですという判断をして、起債申請をする準備をしていると、そういうふうにご理解をしていただければというふうに思います。

それで、もし同意が取りつけていなかったとして、この起債申請に出した書類は、155号というのが今の書類ですね、虚偽文書なんていうのはちょっときつい言葉で言われましたけれども、これが公式文書として共立湊病院組合の第155号の同意を得た担保としてこういう全員で決めたことを議会に提案をして、病院組合議会で議決をされたという内容を管理者が県のほうに報告しているのが担保文書ということで、県はこれでいいということなんです。これを言っているということをごさいます。

ですから、起債申請が無効か無効じゃないかという市長の見解を聞かせてくれということなんです、これで県は今、国のほうとも折衝にしているわけでありますので、もう事前打ち合わせの中ではオーケーというような形の中で我々は進めているということをごさいます。

先ほどちょっともうお答えを少ししてしまいましたけれども、50床くらいで開けるよということについて、何でそうなったのかというようなことは、2日の理事長先生のお話の中では、12月くらいのおきまでは間違いなく来てくれるという先生が、やっぱりいろいろな問題点がこの地域に起きています。だから、例えば奥さんが何でそんなところに行くのというようなこともあるんでしょう、いろいろな形でもうちょっと待ってほしいかということこの4月から来れないけれども何とか秋口には来るようにするよというようなことだとか、そういう先生たちも何人かいられるというようなお話を聞かせていただきました。

ですから、我々は大変今、医師と看護師の確保というのは全国的な問題でございませけれども、これがSMAだけに起こっている問題ではないというふうにも思いますけれども、理事長さんのほうの人脈とかいろいろな会社関係のご紹介をいただいて、少しでも来年の新病院のときにはある程度の病床の中でしっかりとスタートできるように医療を提供していただきたいというお願いを、これからはしていきたいというふうに思っております。

それから、先生の内容につきましては、大体、もう先ほど議員がご質問の中で自分でおっしゃられたとおりというふうに理解をしていただければいいと思います。

それから、こういう縮小した中で救急業務ができるのかというようなことですが、下田にある病院がこの4月から2次救急も受けるというふうに、2次救急の管理市であります下田市のほうにも申し入れが来ております。その中で、今まで療養型の60床を今度は一般病床にかえて救急をやるということでありますから、そこでまず60床が確保できます。共立がとりあえずは4月から50床をスタートしても、合わせれば110床の救急が確保できるということであれば、もうここ1年くらいの共立病院と比べても全く遜色のない救急体制はとれるのではないかとということで、今後共立湊病院が医師の確保、看護師の確保によって病床をもう少し開いていけるような形になれば、もっとグレードの上がった体制がとれるようになるということで、何年か前のこの地区の3病院の2次救急体制に戻る、前は伊豆下田病院さんがやっていて、共立と下田病院と西伊豆病院がやっていたわけなんですけれども、それがその姿に戻ってくるということで、2次救急の体制についてはそれぞれ同じようなランクづけでできるのではないかとということで、この地域の住民にとっては2次救急が一気にだめになってしまうということはあるまいというふうな理解をしているところでございます。

一応、主旨質問に対しては、そこまでということで。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 同意書が作成された経緯、経過、何かわかったようなわからないような説明をされましたけれども、11月26日の運営会議、あれはどう見ても会議ではないんですよ、なじり合いですよね。その中で、起債申請書についてはこの部分については同意できたと、もめたのは聖勝会の問題だと、それではちょっと説明つかないじゃないでしょうか、だれが考えても。最後は、帰るよ、帰るよ、おれはこんな会議に参加できない、帰るよと立ち上がった人が2人おりましたよね。まあまあ、ほかの話もあるから座ってくださいというようなことで沈めていた。ここで、どこであれを合意が取りつけられたのか、これはちょっと無理があると思います、そこへ持っていくには。そういう形ででき上がった文書、これを恐らく事務局の肩書のある方がまとめて書かれたと思うんですけれども、どうやってあの騒然とした会議の中で整然と同意がされたと文書ができるんですか。これが虚偽の文書でないという、どうやってそれを説得させるんですか、僕はそんなの納得できません、そういうことであれば。

ですから、今回の話はそこからスタートしているんです。虚偽という言い方がちょっときついな、それは事前に注意をしてくれた人はありました、確かに。でも、これをじゃ何と表現するのかと、虚偽ということは何てほかに表現のしようがあるのかと、本当でない文書



としますか、何といったらいいかわからない、やっぱり虚偽は虚偽しかないんじゃないかということであえて使わせていただきました。そこから、今回のこの質問がスタートしているんです。だから、これがなくなってしまうと根底から崩れちゃうんです、はっきり言って。

それから、自分たちが知り得ていない情報が入っていると、それはどこからどこまで関係者の方々が知っているか私にはわかりません。もしかすると、私たちが知っていて管理者側が知らないのがあるのかもわからん、それはわからない。だけれども、それがあからないからどうではないんです。それが事実なのか、事実でないのかということが問題であって、私らが知り得た情報が事実でないということであれば、これは仕方ないですけども、どうも聞いているとそうではないようですので、先を越されたというような、何かそんな感じを受けました。これは、私どもが絶えず高いアンテナを張っているために情報が入ったということです。その程度にしておきます。

それから、組合から出された文書、県はこれでいいということで事務手続をどんどん進めていったと、確かにそのようです。しかし、私どもも一度二度県の担当者のところへ県庁まで行って、いろいろ時間をかけて話をしました。裏話がありました。どうも、必ずしも市長が思っているような内容でもなさそうです。私はもうつい口が滑って、こんなばかなことをやっていると言ったと訴え問題になりますよと言ったら、本当に訴訟かけるんですかと真剣になって、訴訟だけはやめてくださいというような態度も見られました。直接話をしていますと、言葉だけじゃなくて顔色でわかるんです。ですから、必ずしも組合から文書で送付して、それでまた文書で返ってくる、そこには人間の顔が見えないですよ。ですから、その辺もきちっとやられたほうがいいんじゃないのかなと。

私らは何も、先ほど主旨質問の中で言いましたけれども、間違いは間違いと指摘し、間違っただけで強引に進めてきたやり方、こういう表現をしました。確かに、このとおりじゃないですか。管理者側がやったことがすべて間違っただけとは言っていないんです。中には間違いがあったはずですよ。それを間違いは間違いと確かに批判をしてきました。そして、間違っただけで進んでいった、今のこの文書がそうじゃないですか、まさに。組合側は、合意を取りつけた正式な文書であるというつもりで出した。だけれども、合意が取りつけていないでしょう。いないのが、あたかもすべく丸くおさまったような文書がくっついているんですよ。それで、県のほうはそれに対して、確かにそういうことがあったかもわからんと、だけれども県はその内容についてはわかりませんと、これは病院組合の問題です、組合にただしてみますということでは言っていました。恐らくたださなかったのでしょう。県はそこで逃げているん

です。そういうことがあったかないかは私らの問題ではありませんと、これは病院組合の問題ですと言っていました。

だけれども、これは我々第三者として横から見ていて、これは明らかに間違ったことです。その正式でない文書が、いかにも正式なような顔してくっついていて、そしてそれによって県の審査を通り、国でまたそれが審査されようとしている、これはとんでもないことなんです、大変なことです。こういうことで政治が行われていくとしたら、これは非常に怖いんです。だから、そういうことを我々は言っているんです。何も、この病院をやめろとか、つぶせとかと言っているんじゃないです。そういう手続的なこと、すべてそうしたことを問題を起こさないような形で進めてほしいということを言っているんです。それを妨害、妨害と言われたんじゃない、それこそ心外です。妨害というならもっと妨害らしいようなものは確かにほかにもあります。だけれども、そういうことを言ってしまいますとまた大変なことになるから、言っているいいことと悪いことくらいはわきまえておりますから言いませんけれども、少なくとも正規なルールにのっとって進めていってほしいと、そして、その結果、先ほども言いましたけれども質の高い医療のできる病院ができればいいじゃないですか。

市長は先ほど起工式が終わった、もうやっと病院ができるんですねと、市民はそういう市民もおります。だけれども、これでやっと箱ができるなど、こういうふうに冷ややかに見ている市民も結構いますよ。箱はできると、病院という名前の箱はできる、中身はどうなるんですかとさめて見ている市民もたくさんおるんですよ。ですから、こういう場をかりて、市民の前にはっきりとしたことをお知らせすべきじゃないかと、市民は知る権利があるんだということを、さっきそれを言わせていただいたんです。

ちょっと答弁を求めるような内容の話にならなくて恐縮なんですけれども、確かに同意を取りつけたんだという点、本当にそうなのか、そして、その結果書かれた文書はあくまでも正しいというように市長は主張されるのか、その辺もう一度伺います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） まず、11月26日の運営会議、同意をとられたような内容じゃないよと。前はもっと悪かったんです、あんなものじゃなかったんです、もっとすごいです、もうがんがんやり合う、これがこの地区の首長会議なんです。でも、それが本音なんでしょうから、本音をとにかく言い合って、いい方向へ持っていけば一番いいわけですから、別になあなあでやっているわけじゃなくて、本当にそれぞれの首長さんが自分の思っていることをがんがんぶつけて、でも、26日は前と比べればあれでもまだよかったというくらいの会議を我々は

してきました。

ですから、変な言い方だけれども、こういうことだったから南高跡地を買うときに、今出ているような起債の申請もできなかったじゃないですか。そうでしょう。要するに、指定管理者を決められないから起債が起こせなくて、我々は現金であそこを買わなきゃならなくなりました。あれが起債をやっていたら交付税措置があって、もっとあんな5億ではない、もっと安く買える、これが地域住民に対する我々の責任だと思ってやってきたことであります。

ですから、そういうことも何回も話をしながら、今回の病院建設についてはとにかく起債計画をしっかりとつけて、安く病院も建設できることになったから起債も少なくとも済むじゃないかということで、22年度の起債の関係についてはもう5億何千万、これは本体の工事、それから新病院の医療機器関係の起債なんですけれども、これはもう予定額の通知書が届きました。

ですから、こういう形で今我々は着々とこの起債を借りながら、いかに最終的に22.5%の交付税措置がされる、この有利な起債を有効に使ってやるのが地域住民の負担増を減らすというような計画でやってきていますから、各首長さんはこの5億900万だったと思いますけれども、今年度の起債のものについてもみんな、それいいじゃないか、それいいじゃないかということ合意しながらやってきましたから、起債の関係について運営会議の中で大きくもめたということはありません。ですから、それを各運営会議で決めてから我々が議会へ提案をします。ですから、議会へ提案をする段階で、提案できるようになっているということは、皆さんが同意をしてこの起債の問題についてはやってきたという、それが管理者が最終的に指定管理者が決まった中で、こういう形でいよいよ起債申請を出せますということでやらせていただいた内容であります。ですから、もう1月には多分国のほうへ上がっているでしょうから、この3月には組合のほうにも何らかの形で通知が来るんじゃないかということ。

だから、私が議員にお願いしたいのは、こういうところへ来ている中を、またほじくり返して、合意がされていないんだ、県の医療室のほうはもうこの管理者の報告で起債の関係については同意されているということで今、組合の申請をやっているわけじゃないですか。それをほじくり返してやる必要が何であるのかということ先ほど冒頭に私のほうからちょっと反論させていただいたように、今はいかにいい病院をつかって、いい医者と看護師さんをそろえて、公共公立病院としてちゃんとしたことを我々が応援していくんだという姿勢を見せる時期にもう入っているということで、ここで議員たちと言い争いはしたくないです。

同じ気持ちとして、我々と同じように議員さんも一番最初に言われたように、私たちは中核病院、しっかりした公立病院をつくることで一生懸命やっているんだというんだったら、そういうことでぜひ一緒になってご協力をしていただきたい。

ですから、こういう議会の中でこういうことを一つ一つ引っ張り出して、これがおかしいじゃないか、あれがおかしいんじゃないですかともへ戻すようなことじゃなくて、あなたが正しいと思っている、医者を確保するためにはこういうふうにやったほうがいいよとか、こういうふうにやるというふうな考え方があったら、こういう議会でぜひ提案型のご意見を言っていたら、同じあれでもって、そうだね、そうだねということていくんじゃないですか。それを今、ここまで来ているものを後ろへ引っ張ろうという、議員の質問だからちょっと私も先にそうじゃないんじゃないですかということをおっしゃっていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 何か泣き落としに聞こえましたけれども、決して過去のあったことを一つずつほじくり返しているんじゃないんです。そうではないんです。そのように受け取られるということ、そのほうが心外です。ただ、言いたいことはルールにのっとってやってほしいということだけ言っているんです、一貫してそれを言っているんです、ルールにのっとって。例えば今のような、この書類一つにとつたってそうでしょう、これはルールに外れているんです。法令遵守なんて言いますが、法令と真っ向からぶつかっているんです。

それから、先ほど病院組合の議会の話も出ました。これはよそ様のことから余り言えないから言わなかったんですけれども、公募をするにしたら何するにしたら、条例がきちんとあるでしょう、その条例どおりにやらなかったでしょう、あの場合にも。全部、条例違反でしょう。条例違反の上に条例違反を重ねて、そして議決しました、決まりました、決定したからもう何も言うなというような格好でやっているんですよ。そういうことはやめて、ルールにのっとった形でやったらどうかということをおっしゃっている。だめだと言っているんじゃないです。これは、今回の一般質問でないことですからそれ以上言いませんけれども、例えばそういうようなことをおっしゃっているんです。

それから、今、県から国に書類が上がって、今進んでいるんだからそっとしておいてほしいというような意味合いのことを言われましたけれども、それはちょっと違うじゃないでしょうか。やはり先ほどから言っているようにルールにのっとった形で進めてほしいと、ルールにのっとってやっているものをいちゃもんつける人なんかいませんよ、これは。それがそ

うでないから、何か問題があったときに大変なことになるから慎重にやったほうがいいじゃないのか、そういう立場です。

例えば、病院宿舎建設にしても、うまくいったじゃないかと、4億8,000万の予算を組んだけれども4億でできるようになったじゃないかと、いいことじゃないかと。もし公正取引委員会が動いて、これをめちゃめちゃにされたらどうなります。そんな動きがないということじゃないです、あるんです、現実には。ですから、そういうことにならないようにやるべきじゃないかと、僕は今初めて言いましたけれども。だから、ルールにのっとってやってくれということはそういう意味のことを言っているんです。ですから、何も愉快犯じゃないけれども、壊れたといって呵々大笑して愉快愉快と言っているわけじゃないんです。つくろうとしているんです、つくりたいんです。だけれども、実際と違うでしょう、やっていることが、それを言っているんです。

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） 市長が言われましたように、これは何回やっても平行線ですから、交わる場所がありませんからやめますけれども、決してつづそうとしてやっているんじゃないと、それは何回も言います。ただ、やっていることがルールに反したことが余りにも多過ぎると。余りにも多過ぎる、だから、それを指摘というか言わせていただいたということなんです。

この文書の問題だって、もし訴訟になっちゃったらどうなります。これは簡単には済まないですよ。たったこれだけのことがと言うかもわかりませんが、たったこれだけの問題じゃないんです。例の、市長は聖勝会の借金はあれは個人のものと、関係がないと言っていましたけれども、関係がなくなったわけじゃないです、これから出てくるんです、今月の15日までに。正式に訴訟になるんです、そういう問題がある。これは今回の一般質問に通告されていませんからそれ以上言いませんけれども、ですから、問題が起きていないじゃないか、だからいいじゃないかということじゃないんです。一つずつ、やはりきちきちと整理してルールどおりに進めていってほしいなど。それを挙げるんだっいたらいっぱいあります。でも、そのことについてはご答弁は要りません。

終わります。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時30分休憩

午後 3時40分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位3番。1、共立湊病院と地域医療について。2、ワイティーマジネスの産業廃棄物処分場問題について。3、公契約条例の制定について。4、下田市幼稚園・保育所の再編整備について。

以上4件について、1番 沢登英信君。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議長からご紹介いただきました順に主旨質問をさせていただきます。

共立湊病院と地域医療についてであります。静岡メディカルアライアンス（SMA）は、平成23年4月から共立湊病院の指定管理者として公益社団法人地域医療振興協会から引き継ぐことになっておりますが、どのように引き継がれ、医療の空白が生じないのか、まずお尋ねをしたいと思います。聞くところによりますと、今なおSMA静岡メディカルアライアンスの先生方がお見えにならず、協会との引き継ぎが滞っていると、このようにも聞いておりますので、その内容を明らかにしていただきたい。

さらに、24時間365日の救急医療の受け入れが可能であると、そういう体制をつくると、こう言ってきたわけではありますが、これが実現できているのか、お尋ねをしたいと思います。

平成22年12月14日、共立湊病院組合が静岡県健康福祉部医療健康局医務課に提出いたしました下田メディカルセンターの開設にかかわります事前協議によりますと、病院長は内科医の杉原弘晃氏であります。この方は、ご案内のように海老名のメディカルサポートセンターの院長でもありますので、両病院の院長は兼ねられないと、このように県は指摘をされていることであると思います。常勤内科医4人、整形外科2人、麻酔、救急担当の医師が1人、外科医1人、非常勤の内科医2人、計11人を確保できそうだと、あるいはしたと、こういうぐあいに記載がされております。

しかし、藤井六一議員の質問で、この内容がとんでもない事態になっているということがこの議場でも明らかになったかと思うわけであります。看護師は、常勤37人、非常勤3人の計40人の准看護師3人を含めて40人を確保できたと、こういうことではありますが、この時点におきましても、麻酔医がいらっしゃらなくてどうして外科医1人で手術ができるのか、手術はできません、この外科医も内科医2人と合わせた静岡県から派遣をされたお医者さんであると、こう言われているわけであります。自治医大卒のお医者さんであると。

外来は、内科、外科、整形外科、小児科プラスアルファとなっておりますが、医師の確保状況次第、こういう契約がされてあるわけであります。眼科、耳鼻咽喉科、婦人科や小児科はどうなるのかと、この1年間の間に、いつ、どのようにこれらのお医者さんが採用されていくのかということをお尋ねをしたいと思います。

また、人間ドックやがん検診は実施がされるのでしょうか、恐らくこの状況ではそれらのものは実施がされないということになってしまうのではないかと思います。

50床の共立湊病院は、何とか50床確保できたと、こういう話であります。藤井六一さんへの答弁の内容からいきますと、杉原医師が1人、それに3人の県からの派遣の医師だと。3人のうち2人は内科医だと、1人は外科医だと、こういう状態ですから、これでは全く救急そのものの手術ができないと、こういう体制であることは明らかであると思います。にもかかわらず、24時間365日の救急がどうしてできるのか、私はできないと思いますが、どうしてできるのか、まずお教えいただきたい。

さらに、伊豆下田病院がこの4月1日から60床で救急対応できるから、この賀茂地区においては救急は何ら問題ないんだと、とんでもない答弁を市長はしているわけです。伊豆下田病院が60床、救急があいていますか。既に、54床あるいは56床は、療養型の人たちも含めてベッドはあいていないということを言っているわけです。先生が確保できても、手術をしてそこに療養するベッドがないという状態が伊豆下田病院だって同様にあると思います。50床を確保でき、伊豆下田病院に60床を確保できるんだから、この地域の救急は24時間365日間違いないなんていうことが言えるはずがないわけです。

その犠牲は、まさに患者に押しつけられてくると思うわけであります。住民は、順天堂静岡病院あるいはほかの東京近在の近郊の病院に行かざるを得ない、こういうことになると思うわけであります。SMAには赤字補てんをする、しかし、一番犠牲を受ける患者さん、住民には何らの措置もしようとしません。首長間で話し合ってきて、縮小やむを得ないという結論を出したからこれでいいんだと、そんなものではないと思うわけです。医療が、住民のために、患者さんのためにという、この基本理念が、基本姿勢が全くあいまいにされている。

SMAに赤字補てんをするなら、それより先に患者さんに補助をすべきではないですか。順天堂に行かなきゃならない時間や費用がかかる、そういう人たちにより一層の補てんと支援をするという施策が合わさっていなければならぬと思うわけであります。この点についてどのようにお考えになっているのか、まさに医療空白、医療そのものがなくなってしまうという事態を迎えているんだと、この認識が全く市長にない、非常に残念なことであると思

います。そういう状態の中で、この現状をどう改善していったらこの地域の医療を守るのか、1年間はなくなってもいいんだ、新しい病院ができればそのときから救急ができればいいんだ、医療とはそういうものではないと思うわけです。その点での、市長及び管理者、病院組合議員の皆さんの責任は重大であると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、地域医療についてお尋ねをいたします。

共立湊病院組合は、下田・賀茂地区に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域の発展に貢献する使命を持っていると思うわけであります。

共立湊病院下田メディカルセンターができたこと、しかし市内の従来から営業していた病院やお医者さんがこの地区からいなくなってしまう、こういうことがあっていいわけがないと思うわけであります。その地区の医療体制をきっちりと支え合う協力体制をつくっていくということが求められていると思うわけであります。

こういう観点から見てみますと、平成22年12月9日、須崎区長は須崎診療所が平成23年3月までで廃止されると、こういう緊急の回覧を出されております。聖勝会の元理事長さんは、SMAの理事でもある方ではありますが、SMA傘下に入ったので新法人の方針に従って採算のとれない須崎診療所での医療行為ができないとされているわけであります。市長は、このことをどのように受けとめ、どのようにSMAに働きかけようと考えているのかと、地域の無医村地区をなくす、お医者さんのいない地区をなくすということは大変な市の掲げなければならない課題の一つではないかと思うわけであります。

新病院の利用者の80%が新しい病院ができますと、恐らくなるだろうと予想がされる所であると思います。そこで、当市は新病院に何を期待をするのか、まずお伺いしたい。第1次救急との関係、休日・夜間の救急センターや夜間のドクターヘリについて今、県会でもいろいろ議論されているようではありますが、この地域にとりましてドクターヘリが夜間飛べるということは大変大きな前進課題になると思うわけでありますが、どのような展望をお持ちなのか、新病院の建設とあわせてぜひ考えていただきたい、お尋ねをしたいと思います。

いつでも、だれでも必要な医療が受けられる、そういうまちづくりが求められております。市内医療機関並びに行政との連携、特に保健福祉との連携はどう図られるのでしょうか。健康増進課長は、この市民のまちづくりの観点から、病院建設にどのようにかかわってきているのか、かかわってきていないのか、全く市長と組合議員のみが新病院にかかわってきているのかと、こういうことであってはいけないのではないかと思うわけであります。



そういう意味で、市内の診療機関との地元の方々との話し合いはされているのか、されていないのかと、また市長としてそういう話し合いの場所を持つとされているのか、されていないのか、お尋ねをしたいと思います。やられていないなら、ぜひともそういう場所を設けていただいて、市内の開業医の皆さん、また、患者さんになるであろう住民の意見を十分くみ上げてこの新病院の建設に生かしていただき、こういう姿勢をとっていただきたいと思うわけであります。

次に、職員宿舎建設 4 億 8,000 万を約 8,100 万を削減し 3 億 9,000 万円に、そして病院本体工事にこれを 9,200 万円を増額しまして 18 億 7,000 万円余を専決補正し、この 1 月 24 日、戸田建設横浜支店と契約を病院組合はされたわけであります。職員宿舎建設工事はプロポーザルの対象外であります。地元業者もでき得る工事であると思うわけであります。下田市長として、ぜひとも入札すべきと主張されるべきではなかったのでしょうか。4 億円余りの請負工事を入札もしないで随意契約をしていたのでは、公平取引委員会や会計監査院から起債の返還を求められると、こういうことが起きるのではないかという心配が出てくるわけであります。そして、まさに官製談合そのものの疑惑であると、こう言えるのではないかと思うわけであります。その点をぜひとも明確にしていきたい。

次に、ワイティービジネスの産業廃棄物処分問題についてお尋ねをいたします。

平成 23 年 3 月 1 日の伊豆新聞 3 面に、「産廃事業再開へ、ワイティービジネス市と公害防止協定を調印、12 年前に操業違反、地元の不信感消えず、下田」と大きな見出しでありました。しかも、ワイティービジネスの吉牟田あや子社長と石井市長が 2 月 28 日、県や地元関係者立ち会いの中で、県下田総合庁舎で公害防止協定を交わしたと、写真つきで報道がされたわけであります。

そこで、公害防止協定を調印された市長にまず所信をお尋ねをいたします。

下田市議会は、平成 20 年 12 月、平成 21 年 9 月議会と二度にわたりワイティービジネスの処分業の許可申請を不許可とするよう再開を認めない意見書を採択をしまいであります。平成 21 年 6 月 1 日には、下田市民の過半数を超える 1 万 2,862 筆の反対署名が県知事に提出されております。ワイティービジネスが 12 年間にわたり操業できなかったことは、地元の住民合意のないものは許可されない、こういうことを示してきたものと思うわけであります。川勝知事も、この住民合意をまさに無視することはできなかったと思うわけであります。ですから、県にとって住民合意と言える公害防止協定を結ぶようにと指導してきたわけであります。住民の多数の意思は違ふと、公害防止協定を調印された、市長初め関係者の責任は

私は重大であると思います。

そこで、副市長はこの協定によりどのように産廃公害が発生しないようにされるのか、この公害防止協定の第9条、監視委員会の委員長になるわけですので、決意をまずお聞かせをいただきたい。こう思います。公害防止協定調印後の県当局の対応と市当局の働きかけ等についてお尋ねをいたします。やはり、公害防止協定を結ばれても、あくまでも許可の不許可とするように県にきっちりと働きかけていくべきであると、こう思うからであります。たとえば公害防止協定が結ばれても、この協定がどのように守られるのかと、この点の県の責任も十分あるんだろうと思います。

松沢地内の産業廃棄物場にかかわる環境汚染について、まず改善を業者及び県に求めるべきと私は考えます。松沢名無川のダイオキシン汚染は、静岡県の環境課の調べでも、平成11年から20年度のデータを見まして、環境基準の7倍であるダイオキシンがここにあると、泡や黒い水が出ないようにという改善を求めていくことが必要であると思います。泡や黒い水は規制対象になっていないからどれだけ出してもいいんだと、こういう指導でいいわけがないと思うわけであります。公害防止協定の前文でうたわれております善良な事業者として生まれ変わるということであれば、既に汚染をしてきましたこの環境をきっちりともとに戻す対応をしてもらうということが、善良な業者として生まれ変わるあかしであるとは思うわけであります。

議長（増田 清君） 時間を延長します。

1番（沢登英信君） 次に、公害防止協定の法的根拠についてお尋ねいたします。廃掃法において公害防止協定が締結できることが定められておりますが、法を超える内容については裁判で争うことになりますと根拠が必要となるわけであります。この点をどうお考えなのでしょうか。例えば、他県の産廃の持ち込みを禁止しておりますが、十分この点について検討されて法的な対応ができるのか、お尋ねをしたいと思います。

7点目としまして、公害防止協定に違反したら即処分業の取り消しをするとのことですが、具体的な例示をしていただきたい。

監視委員会はワイティーマービジネスに事前に連絡確認しなくては立入調査ができないのでしょうか。条文から見ますとそのように理解ができますが、お尋ねをいたします。

公害防止協定第18条（株主の株譲渡の制限）などできるのでしょうか。会社を変えられてしまっっては、売り渡されては困るというのはわかりますけれども、商法に基づきますこの株の取引に制限がどうして公害防止協定で加えることができるのか、これも大きな疑問、法的

な疑問がありますので、お尋ねをいたします。

搬入は10トン車で1日、恐らく3台以下になるだろう、副市長さんはこう言われていたようですが、しかも、土曜日、日曜日、祭日は禁止、通行の時間制限もあります。これらの違反のチェックはだれがして操業停止や業の取り消しにつなげていくのか、お尋ねをしたいと思います。

ワイティービジネスの施設等を県が買い取るなど、根本的な解決方法を探るべきであると私は以前から主張しております。この点についての市長の見解を、再度お尋ねをしたい。

次に、公契約条例の制定についてお尋ねをいたします。

公契約条例は、千葉県野田市及び神奈川県川崎市において既に制定がされ、大きな注目を全国的にも集めているところでもあります。この条例は、市民の税金をもととする公的事業で利益を得る企業は、労働者に働く者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者である国、自治体や法的機関はそれを確保するため責任を負っているとするILO94号条約を基礎とするものであります。

自治体でも、財政の効率化の名においてプロポーザル方式などにより業者間競争が今日激化され、事業確保のため人件費の値下げ競争が行われるようになってきていると思います。最低賃金以下の賃金しか支払われないケースも見られるわけであります。また、社会保険の未加入や年次有給休暇が取得できないなど深刻な事態となっております。

そこで、市長にまずお尋ねいたします。官製のワーキングプアが60万人を超えたと言われる中で、公契約条例の意義についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

次に、市が発注する公共事業、委託等にかかわる入札において、以下のことを必要条件とする公契約条例を制定すべきと私は考えているものであります。どうでしょうか。

第1に、適正な賃金、労働条件の確保を明記すること、時間単位1,200円を下回らないように努力をすべきであると思います。第2に、受託企業に労働法規を遵守させること。第3に、労働法規並びに条例に違反する企業は入札等から除外すること。第4に、この必要条件は下請及び関連する派遣会社にも適用すること。

大きな3としまして、市が雇用する臨時職員の賃金、労働条件は職員との均等待遇を図ること、いわゆる同一労働、同一賃金、この原則を守るような施策をぜひ進めていただきたいと、こう思うわけであります。

大きな4番目としまして、下田幼稚園・保育所の再編整備についてお尋ねをいたします。

下田幼稚園・保育所再編整備基本計画、この38ページのまとめでも、今回の再編計画は幼

稚園3園、保育園5園の公立施設8園を統合する大規模な計画であり、保護者、市民、関係者との合意形成に努めると記されているわけであります。

そこで、合意形成がなされなければこの計画は変更がされるのでしょうか。ぜひとも、そういう立場で進めていただきたいと思うわけであります。住民の意向はどのように反映されるのか、再編整備について教育委員会はどのように進めようとされているのか、お尋ねをしたいと。教育委員会では、この方針でよろしいというようなことを決定を認定というんでしょうか、されたという話も聞いておりますので、そこら辺のことも含めて明らかにしていただきたいと思います。

私は、まさにこの計画は行き過ぎた統廃合で、子育てに新たな不安が生じるのではないかと心配をしているものであります。例えば、送迎バスは最低4地区必要になるのではないのでしょうか。逆にまた、送迎バスを出しても利用者があるのかな、このような心配も出てこようかと思えます。カリキュラムやコミュニティーの破壊、地域社会の破壊をもたらす心配があるわけであります。地域の子は地域で育てるというこの理念はどこにやってしまったのかと、こう思うわけであります。

また、雇用や活性化の面でもマイナスが多過ぎるのではないかと思います。今日、72人のこの職員の雇用はどうなるのか、お尋ねをしたいと思えます。長時間保育やいろいろな教育の体制をとるから72人すべて採用できるんだと、こういうことであればいいかと思えますが、決してそうではなく、職員の解雇という問題がここに出てこようかと思うわけであります。働く場所をますます狭めていくというような施策であっていいわけがないと思えます。

施設整備室職員の仕事はどのように進められるのでしょうか、この新たな認定こども園や等々のために施設整備室なるものを新年度からつくと、こういうことではありますが、新年度からの具体的な仕事はどうなるのか。私の思うところ、しばらく仕事がないんじゃないか、こう思うわけではありますが。

5点目としまして、各地区には最低、幼稚園・保育所を残すべきであります。小学校があるのに子育てをする幼稚園や保育園がそこにはない、こんないびつなまちであっていいわけがないと思うわけであります。各地区には最低幼稚園か保育園あるいは両方兼ねた認定こども園なるものを、小学校の空き部屋を利用するとか、いろいろな工夫をしながら、この計画は根本的に見直していくべきである、この観点からの計画の見直しを早急に教育委員会に私は求めたいと思うものであります。

以上で主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（石井直樹君） 一番最初の、4月からのSMAの引き継ぎがどのように行われ、それから空白が生じないのかというご質問でございましたけれども、4月からの引き継ぎの準備のためSMAとは指定管理準備室というのを設置しておりまして、移行に向けて医師とか看護師の配置、各種作業を今進めておるところでございます。4月からの医療体制は、先ほど藤井議員のほうからのご質問にも少し答えさせていただきましたが、内科と外科を中心とした2次救急に対応していくというふうに報告を聞いておるところでございます。

24時間365日の救急医療の受け入れが可能なのでしょうかということでは、今現在、SMAのほうからのご報告ですと、非常勤医師等の働く時間帯を少し延ばしながら4月からは救急医療については体制を整えると、だから大丈夫ですということ聞いております。しかしながら、小児科の先生がご準備できなかったということで、小児救急につきましては4月から当初からの実施ができないということで、また、小児科の先生が確保できる予定で今スケジュールを何か組んでいるようでありますので、その時期になればまたできるようになるかと思えます。なかなか全国にお医者さんが足りない中で、今までの共立病院でも小児科の先生がいなくて小児救急ができなかったということもございますので、できる限り早くSMAのほうに対応ができるような要望は引き続きしていきたいというふうに考えています。

前から出ておりました診療科目のプラスアルファという問題につきましては、現在では先ほど申し上げました医師の確保次第ということで、いつ実施ができるかということは全く不明で、内容が我々のほうには伝わってきておりません。まずは救急医療をしっかりと対応していただきまして、他の診療科を充実していただきたい、こんな考えを持っているところでございます。

人間ドック、それからがん検診等は、すぐにこの4月からの対応はどうもできないようでございます。来年度以降は新病院の段階では一応やらさせていただきますということは聞いておるところでございます。

そこで、議員のご質問がございました医療の空白が生じることが明白でありますというようにございますが、先ほど言ったように、とりあえず現状の中でどうやって地域の住民の方にこの医療の問題でご迷惑をかけないようにするかというのはやはり今我々に課せられている責務であろうかと思えますので、今後救急を開設します共立それから伊豆下田病院、西伊豆病院、この辺とも我々の今2次救急の管理市でございますので、お話し合いを持たせ

ていただいた経過もございますので、患者さんの、あるいは住民の方に犠牲が振りかからないように頑張っていくしかないのかなというふうに考えているところでございます。

須崎の診療所の問題が出てきました。先般、須崎の区長さんがちょうど役所に寄ったものですから、いろいろ情報を教えていただきまして、今いろいろいい方向へ行っているよというようなお話でございます。区と民間病院との対応という形になる、しかしながら、白浜クリニックもSMAという公立病院の指定管理者になりましたので、そういうことも含めて今後協議をしていく中で我々も情報をつかみながら、いい方向へ行くようにというふうに考えております。

アンケートの結果等も見させていただきましたが、現実、須崎に診療所があるということを知らない人たちがもう50%以上だというようなこととか、診療所を利用したことがあるかということに対しても、70%の方が利用したことがないというような地区住民のお話もアンケートの中でとらえておりますので、こういうこともやはり慎重に考えながら、じゃ、診療所を置くのか、ほかのやり方で地区の方々の医療を守っていく方法論というようなことも考え方が少し出ているようでございますので、ちょっとこの推移を見させていただきたいというふうに考えております。

新病院ができると利用者が80%が下田市民になるんじゃないかと、この新病院に何を期待しているのかというようなことで、1次救急との関係、それから休日夜間の救急センター、夜間のドクターヘリ、どのような考え方があるかというようなことでございますが、まず、1次救急につきましては当然地域の医師会等との話の中で在宅通知制等の関係もございます、あるいは休日夜間の救急センターにつきましても輪番制でやっていただいているわけですが、先般、賀茂医師会の先生とも少しお話をさせていただきました。その中で、もう数年前に休日夜間救急センターを何とかしようよというお話があったんですが、やはりこの地区の首長さんの合意ができませんでした。

今回、国の地域医療の再生臨時特例交付金というものがございまして、今これを使って夜間の救急センターというものを少し取り組みたいということで、先日この1次救急の連絡会は東伊豆、河津、下田、南伊豆でございますので、この4人の首長同士で話し合いをさせてもらって、いいじゃないのというような一応、東の町長も河津の町長も南の町長も、もしやってみて、できるのであればまずその申請をしなきゃならないというのはある程度我々の首長の合意も必要ですから、そういう面では話し合いをさせていただきまして、保健所の所長にも入っていただいて一応合意をある程度させていただきました。これから、県を通じて

国へ申請して、これが採択できるかどうかは全くわからないわけでありませけれども、そういう中で、すべて2次救急の病院にご負担がかかるんでなくて、1次はある程度1次で対応できるような夜間の地域住民の方々に展望が持たれるようなものについては我々も努力していこうというお話し合いを首長同士でさせていただきました。

それから、夜間のドクターヘリ関係であります、このところ夜間のドクターヘリについてのお話が余り我々にも県のほうから入ってきておりませんが、実際にはまずヘリポートの問題があるということと、全国的にまだ夜間のドクターヘリを飛ばしているところがないということで、先般からドクターカーというものを視野に入れて検討したらどうでしょうというお話も県の方とさせていただいております。ドクターカーの場合でしたら経費もドクターヘリの10分の1くらいで済みますし、県が大変な今厳しい中で実際に実現できるのは、一番早いのはドクターカーに医者が乗っかって運んでくる。今は消防の場合ですと救急救命士が乗っかっていますが、ドクターが乗るということについて大変これは可能性があることじゃないのかなということで、県もそれに対してはある程度応援をするというようなことも検討されているようでございますので、この辺もまたあわせて検討していくということで、すぐにドクターヘリの夜間飛行というのはなかなかまだハードルを越えなきゃならない部分がいっぱいあるものですから、今のところそういう現状でございます。

市内の医療機関との連携ということですね、これはSMAさんのほうでも申請の中で、いわゆる院内に地域連携室というのを置くというのが最初から計画されております。これにつきまして、我々はどのような内容なんですかと聞いたときには、やっぱり地域の医療機関としっかり連携をとりながらお互いに利用し合うというような、ネットワークづくりというようなことを理事長さんはおっしゃっていましたので、こういうことについて連携をとれるように、あるいは訪問診察についてもこういう中で検討されるのではないかなというふうに思っています。

地元の医療関係者と、今の話でダブるんでしょうけれども、あるいは地域住民との意見交換の場というのは、よその公立病院なんかを例えば調べてみたりなんかしても、やっぱり住民のグループというのがつくられて病院にいろいろな要望をやって、こういう病院にしてもらいたいとか、こういうふうにやれば地域の方々も協力して、そういう病院を盛り上げていこうというようなこともやっているようなところもございますので、そういうことも今後新病院ができたときにはそういう形でやっていくようなことも我々は要望したいというふうに思います。

地元の医療関係者とはまだ現実には、いろいろこの指定管理者を受けるときちょっとごちゃごちゃしていた部分何か感じられまして、少し時間がかかってくるのではないかなというふうな私自身は考え方を持っています。

それから、病院建設と同時に敷地内に建設される宿舎問題であります、この中で、またちょっとひどい言い方をされましたけれども、官製談合の疑惑だというような言葉が使われましたけれども、これは多分前の議会でもご質問があってお答えをしているというふうに思います。今回の本体工事をやったのがプロポーザル方式ということでございます。今回のこの宿舎の問題が指定管理者のほうから出てきまして、やはり救急に特化する場合に医者も看護師さんもぜひ病院のそばにいていただく、これが我々のやり方だということで宿舎問題も敷地内というお話が出ました。

これにつきましては、既に本体工事のプロポーザルの中で戸田建設さんが受けてというか、決まっておった中で、やはりこれも含んでプロポーザルの審査委員会に任せましょうということは病院組合の議会の中でも同意されて、私もメンバーになっておりますので海老名へ行ったり、あるいはこちらでというようなことで、たしか二、三回プロポーザルの委員会の中で入らせていただきました。その中で問題になったのは、やっぱり最終的には指定管理者が減価償却費として全額負担が出てくるというふうな形の中で、指定管理者にも入っていただいたプロポーザルの審査委員会でございますので、いろいろな要望が出てきたりして、かなり提案のあったものについては、やはり余り高くなっちゃうとお金を払っていく指定管理者側としては大変だということでもかなり設計変更なんかもさせていただきました。

この敷地内になぜ一緒につくる、なぜ同じ業者を使うかというようなことにつきましては、大変短い期間の中でオープンというのは決められております。ということで、建築、設備、土木あるいは給排水工事等が大変ふくそうしてしまうというようなことで、この工程管理の調整が大変重要であるという話もこの委員会の中では出ました。一元的に工程管理ができれば、工程の無駄をなくすことで工期の短縮もできます。同じく、病院建設と同じ設計施工一括方式というのをこのプロポーザルの中でも採用していますので、総体的な工事費用というものを我々が本体の病院をつくる建設工事費用の単価を使う、積算はそういう金額で使っておりますので、大変これも安い金額でできるというような形の中で、プロポーザル委員会のほうで決定をさせていただきまして戸田建設の随契ということになったことでございます。

それから、今度ご質問が変わってきますが、ワイティービジネスの関係につきまして、先般協定を結んだわけでありまして、その協定を結んだ市長にまず所信を聞きたいということ



でございます。この調印に至るまで、ワイティーが申請してから2年3カ月という期間がたちました。この間、議員がおっしゃるように市民の署名活動による反対運動あるいは各団体の要望、また議会の意見書等も提出を知事に上げまして、私自身も市として自ら反対運動に立って不許可の要望活動をしてきたところでございます。

しかし、二度にわたる知事との面談の中から、許可をせざるを得ない状況にあるので、地元で厳しい協定をつくって、それを許可条件に入れ込むのが一番もう今の段階ではいいのではないかということで、この協定違反があれば営業停止から許可取り消しまでできるというとの発言がありまして、県がまず許可を前提にしている状況でありましたので、いつまでも反対を繰り返して無条件の中で許可を出された場合はまた大変なリスクをしようというような判断で、検討委員会をつくって、地区の皆さんからの意見も聞いて、その上で最終的にかなり厳しい公害防止協定、業者からも最大限の譲歩というのを引き出しまして苦渋の選択で行ったのが先般の調印であります。

その中で、私自身は下田市民の代表としてここに調印をするということは、責任の重さを改めて感じているという話をさせていただきました。県に対しては、何よりも地区住民の不信と不安を除去することを第一として監視活動に精励していただきたいということを強く要請したところでございます。

最後のほうに、議員のほうから、解決策の一つとしてワイティーの施設を県が買い取ったらどうだよというようなご提案もたしか地区説明会に入ったとき、県の方が来たときにも、沢登議員がおっしゃったんですけどか、どなたがおっしゃったんですか、同じようなご質問があったのを覚えております。そのときに県のほうからも、それはもう全く極論であって、県が買うというようなことは議論にはならないという段階で県のほうからは返事がありました。私は、先日の調印式で業者に対して、今後、この業の再開に当たり協定を守ることはもちろん、法を守ることはもちろん、地域住民の皆様に対して何よりも誠意ある真摯な姿勢で信頼回復を努めて操業を専念していただきたいということを相手方の社長にも強く申し述べました。ということで、今後は業者の姿勢を、もし許可がおりた中でしっかりと見きわめていきたい、こんなふうに考えているところでございます。

もう1点だけ、官製ワーキングプアが増えているというようなことも、これも市長にということでございますので、議員がおっしゃっている公契約条例の意義というものは前々からも野田市の場合、あるいは川崎が条例をつくっているというようなお話も担当課長から聞いておったところでございます。低入札の価格のダンピングが行われることによりまして、

そのしわ寄せが下請の事業者とか労働者に来るといようなお話の中で、お話はしっかりレクチャーを受けています。その中で、今のところ静岡県内で自治体で制定したところの一つもございません。その原因といえば、この公契約条例の制定というのは労働基準法とか最低賃金法との整合性を考慮しなきゃならない、基本的には特定の例えば下田とか、そういう自治体での政策ではないんじゃないかと。法律とか県条例の整備などによりまして、広域な制度に本当はあるべきものではないかというふうに考えております。ですから、今後議員の提案でございます、国や県の動向にあわせて考えてみたいということで答弁とさせていただきます。

残りは、ご質問の内容でございますので担当のほうから答弁させていただきます。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） それでは、私のほうから2点目のワイティーマジネス関係について、市長の答弁以外の件について答弁をさせていただきます。

1点目は、副市長はこの協定により監視委員会の委員長になるのだから決意を聞かせるということでございます。これは、市長も先ほど述べておりますけれども、今回締結をいたしました協定は前の協定反省を踏まえまして、さらに各規定を広く、また深く掘り下げて、加えて細目条項を設けました。これに基づきまして、より厳しい監視が可能となる、そのように判断をしております。

また、監視委員会には、再三申しておりますけれども、地元の代表委員、それから担当課長、さらに操業開始に当たり、何かあれば即時に県の対応が可能となるように賀茂福祉センターの環境課長も入った組織としております。監視要領にも記載してございますけれども、定期及び随時に会議を行いまして、必要に応じては立入調査も実施してまいります。県独自の監視活動とともに連携をとりまして、万全を期して厳しい監視をしていく、そのような決意でございます。

ただ、一方では、やはりこの監視委員会の活動が余りに活発にやれるということは望んでいません。多くの方々から、せっかく監視委員会をつくったけれども、この監視委員会は必要ないんじゃないかと、そう言われるような企業の法と協定に遵守するこの姿勢を強く求めていきたいなというふうに思っております。

それから、次の協定調印後の県当局の対応と市当局の働きかけ等についてお尋ねしたいということでございます。県は今後、申請から2年3カ月余が経過してございますので再度業者に必要な書類の提出を求め、精査をし、かつ今回の締結した協定も考慮にして申請に対す

る判断をすることになるかと思えます。市といたしましても、今後許可ということになれば、その許可条件に今回締結をいたしました協定を入れ込み、この協定が最大限尊重され、十分に効力を発揮できるものとなるように要請をしていきたいというふうに思っております。

次に、処分場にかかわる環境汚染、まず改善を業者及び県に求めるべきという質問でございますが、これにつきましても確かに雨が降りますと泡の流出は見られますけれども、現在は黒い水は見られない、このように認識をしております。操業を停止してから12年間経過をいたしまして、この間、業者はもう操業していませんから環境の汚染は進んでいないだろうという認識をしているところでございます。そしてまた、現在、議員の言われた名無川水質調査、年に市も県も4回実施をしております。この実施の中で各項目とも基準値以下となっている、このような報告をさせていただきますが、今後もこの水質調査は実施をしていくつもりでございます。

また、議員から特にダイオキシンの測定数値について質問がございました。これも既に県の見解を確認しておりますけれども、もう十数年調査、この検分を出している中で本当に大きなばらつきがございます。年によっては、今、議員が言われたような7倍の数値を出したところもあれば、年によっては1ピコ以下の基準値以内で済んだときもございます。これはもう県も大変気にしております、結論としては県が採取したのは河床の部分さらったためではなかろうかという判断をしております、あくまでこの数値は今言いましたように年度によって大変差があるものですから、参考値としてとらえているようでございます。今後も、県もダイオキシンの調査をしていきますけれども、協定におきましても業者にこの調査をやらせる、このような内容になっているところでございます。その結果を見てまいりたいというふうに思っております。

次に、協定内容の中で法を超える内容については裁判で争うことになるが、それは根拠が必要となる、この点をどう考えているかという質問でございます。協定の根拠でございますけれども、これは議員が言われている法ではなくて県条例に規定されているものでございまして、業の取り消し以前の許可条件は、再三これも申しておりますけれども、許可証に何の記載もなく無条件の許可となっておりましたので、法に基づく許可と県条例に基づく協定はそれぞれもう関連の関係になかったと、これが大きな反省点でございまして、協定に違反をしても法に基づく行政処分が大変難しかったと、こういう経過を踏まえてきております。しかし、今回許可となった場合は、県はこの許可の条件に協定を入れ込むとしています。このことによりまして、法に基づく許可と協定が一体となって、協定が法を超えた部分について

裁判で争うということにはならないだろうと、このような判断をしております。

それから、協定違反をしたら即処分業の取り消しをするということですが、具体例を示せということでございます。先ほどちょっと市長も答弁いたしました。知事が2月28日の記者会見でそのような発言をした新聞記事を確認しているところでございますけれども、これは県の権限に属することでありまして私からの発言は控えたい、そのように思いますが、ただ、知事としてはこの協定の重みを十分に理解していただいた上での発言ではないかと判断をしております。また、市も県がそのようにすべきであるとの姿勢であります。

次に、監視委員会は事前に連絡確認しなくては立入調査はできないのだろうかということでございます。これは先般もいろいろ質問がございましたが、この立入調査は企業の担当者が立ち会わなければ目的が達成できない、例えば関係の書類とかマニフェスト等、こういうものを見る、そういう立入調査であれば事前に連絡をしなければ相手も対応できませんから事前に連絡をするということになっておりますけれども、状況の確認程度であれば、これは現場にいる社員で十分事足りますから事前連絡をすることなく立ち入ることができると、これは相手方との合意となっているものでございます。

それから、協定の第18条で株主の株譲渡の制限などできるでしょうかと、法律との関係という質問でございます。この条項18条は、市の顧問弁護士の助言により規定をいたしたものでございまして、その規定をした目的ですが、株譲渡の制限をすることにより、現経営陣とは別の者に協定の相手方である市が何も認知しないまま経営が継続されることを防ぐ、このための規定をしたものでございまして、今、法との関係ということでございますので、これも顧問弁護士から助言また判断をいただきました。顧問弁護士からは、協定書の持つ法的根拠については、協定書を締結調印するそれぞれが対等の立場で審議を持って調印するもので、法的根拠を問われれば協定は法と等価である、法と同じである、そういう顧問弁護士の判断であります。

最後になりますが、搬入量、土日祭日は搬入禁止、それから通行の時間制限、これらの違反チェックはだれがして操業の停止や業の取り消しになるのでしょうかという質問でございますが、これは監視委員会の立入調査のときは、細目、これはもう皆さんに配ってございますが、第4条第2項に掲げる表があります。これによってチェックをして、違反があった場合は協定第11条、違反時の措置の規定に基づき業者に指示し、同時に必要に応じまして県へ報告し、状況により県がしかるべき措置の判断をすることになります。

以上、残りの部分について答弁をさせていただきます。

議長（増田 清君） 教育長。

教育長（野田光男君） それでは、私からは4点目の幼稚園・保育所の再編整備についてご質問にお答えをしたいと思います。

まず、合意形成がなされなければ変更されるのでしょうか、こういうことでございますけれども、今回の再編整備計画は急速な少子化、施設の老朽化、保育教育ニーズの変化等の課題への対応と、さらに加えて平成27年度までに公共施設の耐震化をしなければならない、こういうことでこれらの課題に対応する方策として計画をさせていただいたものでございます。さらに、この計画を再編整備審議会におきまして慎重審議をいただき、答申として示されたものでございますが、教育委員会としましてできるだけ答申を尊重しまして、この計画に沿って幼保の再編を進めてまいりたいと、このように思っております。

再編整備審議会答申に添えられました6点の要望事項でございますけれども、保護者や地域の方々からいただいた意見と重なるものもありますので、対応策を詰めまして、お答えできるものから何らかの形でお知らせをしてご理解をいただくと、このように努めていくつもりでおります。これまでにいただいた保護者、地域の皆様からのご意見には情報不足による不安が多かった、こういうこともございまして、この3月号の広報「しもだ」におきまして内容についてお知らせをしたところでございます。また、4月より直接保護者や地域の方々を対象にしまして説明会を開催し、一層のご理解をいただけるよう努めてまいりたいと、このように思っております。

次に、行き過ぎた統廃合で子育てに新たな不安が生じるのではないかと、こういうご質問でございますけれども、就学前におきます子育て、教育につきましては、本来は温かな家族あるいは両親のもとで育てられる、このことが一番よいのではないかと思っておりますけれども、現実にはそうはいかない家庭がございます。そのような家庭を支援する、そこに行政としての役割があるのではないかと、このように思います。今回の特に大きな課題であります耐震性のない施設に子供を預けること、これは親御さんにとって最も大きな不安となっております。むしろ、そのままにしておくことは大きな不安をさらに大きくする、そういうことではないかと、このように思っております。多くの課題解決と将来を見据えた今回の再編整備計画は、決して行き過ぎたものではないと、このように思っております。

カリキュラムあるいはコミュニティーの破壊に関しましては、これまでもお答えをしてきておりますけれども、議員がいつもお話をされます、地域の子は地域で育てる、この理念も考え合わせまして、再編後の子供たちと地域とのかかわりにつきましてどのようなことがで

きるのか、具体的なカリキュラム作成の中で検討していきたいと、このように思っております。

送迎バス、雇用の課題等、残りの質問につきましては課長のほうから答弁をさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 市が直接雇用する臨時職員の賃金労働条件は職員との均等待遇を図ることというご質問でございますけれども、職員の給料と臨時職員の賃金とは職務内容による体系が異なるために単純に比較するということではできませんけれども、臨時職員の賃金は静岡県の最低賃金及び県東部の各市、それから南伊豆町、河津町の状況を参考に見直しを行っているところでございます。

そういった中、臨時職員の職場環境や待遇面ということにつきましては、平成20年4月1日付で有給休暇の見直し、特別休暇の付与などを骨子といたしまして、臨時職員の給与、勤務時間等の取り扱い要綱を全面的に改正をさせていただいたところでございます。また、平成18年度から平成22年度までに正規職員の処遇につきましては、職員各位にご理解とご協力をいただきながら給与独自削減を実施して削減に努めてまいりましたけれども、臨時職員の賃金単価におきましては、平成19年度から保育所及び幼稚園教諭のうち、クラスを担任している臨時職員につきましては別枠を設けまして加算した単価を設定をいたしまして、また、平成21年度から22年度においては全職種の単価を引き上げさせていただいたところでございます。

さらに、来年度平成23年度には勤務時間の短縮により実質引き上げとなった日額単価との均衡を図るために時間給の単価を引き上げるなど、賃金面における待遇改善に努めているところでございます。また、健康診断予算も毎年計上し、厚生面での待遇改良についても積極的に進めているところでございます。今後におきましても、他の自治体労働者の処遇状況や民間賃金情勢等との均衡を勘案しながら、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 学校教育課長。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、幼保再編につきまして、教育長答弁以外の点につきまして私からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、送迎バスについてでございます。これにつきましては、閉園になるところが地域が

多方面になるということから複数台での運行になると考えておりますが、議員ご指摘のとおり、利用者がどれだけあるのか、それについての把握ができておりません。ですので、そういう把握をするために、今年度どのような運行をしてほしいとか、あるいはどのような提供プログラムを欲しいか、そういうアンケート調査をやっていきたい。そして、その中で運行案ですとか提供プログラムを決定しまして、また、さらに次年度に直接当事者となっていくような保護者の方々に、その運行計画についてのご利用についてを伺っていきたいというふうに考えております。

また、カリキュラムの破壊ということをご心配されておられましたが、現在のカリキュラムでは保護者のニーズに十分こたえにくくなっている、そういうことが現状にあるというふうに考えております。現在の10園体制では、現在の職員数から今のカリキュラムを提供するのが精いっぱい状況でございます。そういうことから、現状の課題を解決できまして、限られた職員数でよりよいカリキュラムが提供できる再編を計画したというふうに考えております。

次に、雇用の関係、72人の雇用はどうなるのかというご質問でございましたが、現在、保育所には正規の保育士さん25人、そして正規の調理員が4人おります。また、臨時の保育士は20名、そして調理員さんが6名ということで合計55名が勤務しております。幼稚園におきましては、正職の教諭が13名、臨時の教諭さんが3名ということで16名、合わせて71名の方々によって運営されております。今後、計画どおりに進んだ場合には認定こども園を含めた3園体制になる、そういうことからすぐに大勢の人の雇用がなくなるということではございません。下田市にとって初めての認定こども園でございます。また、新しいプログラムあるいは新しいカリキュラムということでこれまでとは違ってくる、そういうことからやはり設立の当初には運営面においての人的な余裕は少しは持っていたいというふうに考えております。

加えまして、先ほども申しましたが、プログラム等の提供サービスが変わってきます。例えば11時間保育ですとか延長保育、そして土曜日の1日保育、そういうようなことが想定されます。そうしますと、当然1人の保育士さんの1週間の勤務時間というものも決まってくることから、かなりの人数が必要になってくるというふうに思っております。そういうことから、開設まで、平成26年度まで3年間あるわけなんです、この間に正職員の定年退職、あるいは今のところもうわかっている自己都合の退職もございまして、そういうものも含めまして、そして新たな新規の保育士の補充というようなことも出てこようかと思っております。そう

ということも考慮しながら、段階的に人員の適正配置をしてみたいというふうに考えております。

そして、4番目の施設整備室の仕事についてなんですが、これは今年度私どもの施設といたしましては地質調査、基本計画、このようなことを認定こども園、給食センターについてやっていきたいというふうに今予算をお願いしているところでございます。そういうことから、施設整備室の専門職の方々には専門的なアドバイスをいただきたいというふうに考えております。

次に、各地区に幼稚園・保育所を残すことが必要というようにございまして、これにつきましては、1点目にお答えさせていただいたことと重複するわけなんですが、この再編計画というのは現在の幼保の現状課題、それをどう解決していったらいいのか、そして、今後の少子化の推計から幼稚園・保育所についてどういうふうにしていったらいいのか、そういうことを総合的に勘案いたしまして計画案ができて、それに市民、保護者、そういう方もご参画いただいて、最終的に今の現状で考えられるベターな計画としてまとめられたというような、そのように理解しておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 学校教育課長に申し上げます。今の答弁の中で、送迎バスの利用者の調査は今年度で行うという答弁がありましたけれども、その理解でいいですか。

学校教育課長（名高義彦君） 今年度と申しますのは、済みません、平成23年度中ということですが、失礼しました。

議長（増田 清君） 総務課長。

総務課長（鈴木貞雄君） 大変失礼しました。大項目の幼稚園・保育所の再編整備ということで、その中に施設整備室の職員の仕事はどのように進められるのかという質問がありました。

まず、図書館併設の庁舎の関係が主にその施設整備室の仕事になるかと思っておりますけれども、23年度以降の取り組みといたしまして、まず、新庁舎建設計画の前提となる基本構想、基本計画の策定をさせていただくと。具体的に検討内容というのは建設場所の選定とか施設の機能及び規模でありまして、これには市民代表にも参画を求めた中で検討委員会を組織してやっていく予定であります。その結果をベースに基本構想、基本計画といくわけでございますけれども、その基本構想を決めるに当たり、市民意向アンケート調査だとか、そういうのも実施をしていきたいと。それから、25年度以降なんですけれども、基本構想、基本計画



を24年度までに作成をいたしまして、それを踏まえた中で建設場所の用地調査等とか、必要であれば用地取得と、それから25年度から27年度にかけて工事に着手、そして工事完成していただき27年度中の開庁を目指すと、そういうような最近では下田市にとってこういう大きな工事は無い、大事業に臨んでいただくというふうに考えています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 答弁漏れはございますか。いいですか。1番。

1番（沢登英信君） まず、共立湊病院と地域医療について再質問をさせていただきたいと。

私の見解ですと、この共立湊病院での当面4月からの救急の体制というのは受けられないと、まさに4人の先生がいる診療所的なものになるのではないかと、こんな予測をしているわけなんです。ところが、市長は大丈夫だと、24時間365日、この杉原院長がやってくれるよと、こういう答弁をしているので大丈夫ですよと、こういうお話であったかと思うわけです。しかし、これらのお話は聖勝会のお医者さん20人を確保できたから大丈夫だと、次々大丈夫だと言いながら、それらがすべて体制がとれないままに来ていて、大変深刻な事態に私はなっているのではないかと思うわけです。そうであれば、具体的に杉原院長が、いついつか、どういうお医者さんを確保できるんだと、こういうことがなければ、やはりできるのかなという思いのほうが多いのではないかと思うわけです。引き継ぎもきっちり、準備室が持たれたにしても、ドクター同士の引き継ぎはされていないというような話も聞いておりますし、心配に心配が重なるわけです。

こうなりますと、やはり市長は伊豆下田病院と西伊豆病院とこの共立の新たに受けるSMAの方々とお話をしてくださったと、こういうことではありますが、こういうところの話をより一層詰めていく必要があると思いますし、お医者さん同士の協力体制をですね。さらに、県に要請をして救急の対応ができるような最低の仕組みを今早急につくっていただきやらないと。SMAがやってくれるので任せておけばいいんですよじゃなくて、病院組合としてそれができるかできないかのきっちりした判断をしていくということが今求められているんじゃないかと思うわけです。

そういう観点から見ると、私の判断は外科の救急はできない、内科の先生だって麻酔医がいなければどうして手術ができるんだと、こういうことになると思うわけです。整形外科の大腿骨の手術をするんだって整形外科の先生がいないと、小児救急に対応するんだって小児救急の先生がいなくてどうして対応できるんですかと、こういうことになると思うわけです。

そういう具体的な問題に、残念ながら市長はお答えになってくださっていない。やはり、

そういうことは市長自身が検討していただくと同時に、健康増進課長が自らそういうことのチェックをしていくというような役所の中の体制がないということ自身がおかしいんじゃないですか。下田にできるんですよ、この下田メディカルセンターは。そういう体制を早急につくっていただいて、市長の持っている資料は全部担当課に渡して職員に十分検討していただくと、そして必要であれば医者が確保できないなら、それはしょうがない、県にお願いするしか今の事態ではないんじゃないかと思うわけです。あるいは、地域医療振興協会に医者を引き上げてないわけですから協力体制をとっていただいて、この1年間の救急を何とか乗り越えていくという、こういう深刻な事態に私は来ているという判断をしているんです。市長の判断と大分違いますけれども、現実の医者や看護師さんの体制から見れば、そう言わざるを得ない事態になっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

そういう意味で言えば、新年度からの新しい下田メディカルセンターができた体制の中では、伊藤議員も言われていましたけれども、やはりこの地域に不足している医療を検討していくということになれば産科の問題を、産み、育てるということの産科の問題を抜きにして病院をつくるなんていうことは考えられないんじゃないかと思うわけです。むしろ、考えてはいけなと。ですから、そういう意味では新病院の建設も、それらの産科の問題をきっちりどうしていくのかと、ここに臼井さんがあるのに、公立病院の中に助産院だけでいいだと、こんなとぼけた話はないと思うわけです。少なくとも、臼井医院が民間の病院としてあれば、公立病院の中に臼井医院さんとほぼ同等に協力し合えるような産科を設けるという姿勢を出さなくて、どうして市民の健康が守れるのかと、こういうことになると思うわけです。ぜひとも、そういう点は検討し直していただきたい。設計図を見ますと、分娩室も設計図の中にはないわけです。そういうところから、ぜひともこの状況が少々遅れても市民のための必要な病院建設を改めてチェックして、し直していくということが今求められているんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

それから、4億円の宿舎の問題であります、何回もそういう意味ではお尋ねをして、これでいいんだと市長はこういうことでございますけれども、やはりこの地域の全体の活性化を図っていくということからいっても、この宿舎の工事というのは市内の業者や賀茂郡の業者ができないような工事ではないと。それを入札もしないで進めていくというのは、これはどう答えても住民の理解を得られないんじゃないかと思うんです。入札して、やはり市長が言うように戸田建設が一番安くて一番早くできるんですよと、こういう結論が出てくるならいずれにしても、そういう結論を出すためのプロポーザルじゃないでしょう、それは、

そもそも、プロポーザルは病院本体を、どういうぐあいな本体をつくったらいいかということを決めるところであって、そういう場所じゃないと思うわけです。これらのことも、藤井議員が言うように全くルールが外れて筋違いの委員会を持ってきて、これでいいんだと、こういうような結論を次々に出しているのではないかと思いますので、指摘をさせていただいているわけであります。

とりあえず、病院の問題、その点にお答えをいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 市長。

市長（石井直樹君） まず、救急の関係につきましては、先ほど申し上げましたように3月2日、杉原理事長がお見えになって、各6人の首長、それから県の担当、保健所長等が入った中で、一応医師の割り振り等で私どもは4月1日から救急はやりますと、2次救急をやりますというご返事をしていただきまして、先ほど申し上げましたように先生方の少し働く時間等も延ばしてしっかりやると。ただ、できない部分は小児救急はできません、これは先ほども答弁しましたね、小児科の先生が確保できませんから小児救急はもうできないというお話は今のところ聞いております。ですから、それは確保できた段階でやるというような形になるかと思えます。

産婦人科の問題も、先ほど私が言いましたように、基本的にはすぐには今できる問題ではありませんし、当然SMAが申請をする中でも、将来医師の確保等ができた場合に産婦人科も目指したいという申請内容になっていたということで、やはりこの地区の産婦人科の確保ということであれば、将来各首長が本当に真剣になって、それをこの公立病院のところにづくっていくんだという思いでやっていくことが必要でないのかということ为先ほど言ったように首長会議の中でも私が提案して、皆さん方からはそのときにはもうお金を出すのは当たり前だよというような話である程度ご了解をいただいているというような形でございます。

それから、宿舎の問題、先ほど述べましたように確かにプロポーザルは最初は病院の本体の関係でやったんですが、中途、指定管理者のほうから職員宿舎の話が出ましたので、当然運営会議にかけて議会にかけて、プロポーザルでやらせてもらうという中で、指定管理者、それから私、それから遠藤委員長、岩堀先生と4人でプロポーザルをやりながら煮詰めてきたという形の中での、先ほど言った理由でそれが一番いいのではなかという結果に達して、報告を出させていただいているところでございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 担当課長に検討させるべきでないかということ。

市長（石井直樹君） 課長と私はやっぱり打ち合わせ等をしていますし、やはり、議会の答弁の中で私がいけないところ等は当然課長につくってもらっている分なんかもありますので、この連携は別に議員が心配なさるほど全然コミュニケーションがとれていないということではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

もし、何かしゃべることがあったら、どうぞ、課長しゃべってください。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 産科をどのようにしていくのかというようなことは、当然市長が具体的に考えていただく課題の一つで、各首長さんの間でそういう提案をしてくださっていると、その点は評価をさせていただきたいと思いますが、具体的にどのような手だてでそれを進めていくのかということになりますと、事務局が具体的なお医者さんや妊婦さんとの事情を心得て、それを実現していくという手だてを踏んでいかなきゃならないと思うわけです。市長は全部そこまでできるということではないので、そういう情報をきっちり課長に伝えて検討させていただくような仕組みをつくっていただきたいと。

病院建設については、まさに市長、副市長がかかわって担当課はかかわっていないというような印象を受けるわけです。そうでなければ結構ですけれども、そういう体制をぜひとって、下田市民にとってこの病院がどうあるべきかと、下田メディカルセンターがどうあるべきかという議論をしていただきたい。

3月2日の会議で、保健所長も含めて話をして、杉原さんが大丈夫、できるよと言っているんだから大丈夫だと、こういうご答弁を再度いただいて、これ以上の進展はないようございまして、この点につきましてはこれにとどめておきたい。ぜひとも、救急体制ができないようなことにならないように頑張ってくださいと思いますし、杉原さんにその保証を医師や看護師の確保がどうできているのかという点は再度確認して、議会のほうにもその点を明らかにしていただきたいと思うわけです。

そして、内科と外科しかできないというような、このような事態になりましたのは、まさに管理者、副管理者、それから病院組合の議会の責任だと思うわけです。地域医療振興協会に多くの下田の議員が11人の議員が言ってきたようお願いしてくれば、そんなことにはならなかったわけです。15人のお医者さんを断って新たなお医者さんを入れようとしたと、その結果が今日の4人しか先生が確保できないと、あとは臨時の賀茂医師会の診療所を持っている先生方でお休みのときだけ手伝いに来ると、こういう体制でしかないというていたら

くになっているのではないかと思うわけです。この点の答弁は結構でありますけれども、そういう点をきっちりやはり反省をしていただきたいと、こう思うわけであります。

次に、ワイティービジネスの処理問題についてお尋ねをします。

後ろのほうからで恐縮ですけれども、株式の譲渡につきましては新たな所有者にこれがワイティーから移って、そこでまたもめごとになると困ると、意図はわかるわけです。それらのことは協定を結べば法と対等であるよと、顧問弁護士の理解がこういう理解だと。そうであれば、平成8年にも協定は結ばれているわけです。それらのものは無視された、そして県自身が法そのものを無視していると、過剰な搬入あるいは露天の野焼き、やってはいけないことを次々この業者はやってきたわけですね。にもかかわらず、4倍にもなるまで県は放置してきたと、こういう結果になっているわけです。

ですから、市長さんや副市長さんは県知事を信頼しているかもしれませんが、県がやってきた経過を見ると、業者だけではなく県の指導にも大きな不信感を市民は持っているわけです。その不信感をどう取り除いてきてくれているのかと、こういう観点が必要だと思うわけです。ダイオキシンがそこにあるにもかかわらず、それは水のくみ方がまずかったから参考程度だよと、こんなばかな話がありますか。そこにダイオキシンを含んだ土壌がなければ、くみ方がどうであろうと数値に出てこないでしょう。それは水の中では1ピコグラム以下のもので許されるのかもしれませんが、現実にはそこにダイオキシンがとどまっていると、土壌の中にあるという事実を示しているんじゃないですか。それらのものにきっちり業者及び県に物を申して、反省しているんならきっちりそれらをさらっていただく、処分をしていただくと、こういうことが必要ではないかと指摘をしているわけです。

あるときには、公害防止協定は法と同等だと。

議長（増田 清君） 3分前です。

1番（沢登英信君） あるときは違うなんていうのは、こんな言い方というのはやはりこの二重基準といいますか、あってはならない仕組みではないかと思うわけです。ぜひとも、このワイティーの問題は、このまま放置していけばまた問題になってくるわけですから、最終的な根本的な解決を図らざるを得ないような事態をこのままでは迎えるんじゃないかと、私はその心配をしているわけです。そうならない根拠がきっちりあるよということであればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 法と等価ということに対しまして、前回の協定もそれなら法と等価

じゃないかというご意見でございます。確かにそういう判断はできますけれども、今回、再三述べておりますように県が許可する場合、協定を入れ込むということであれば、これはもう法を犯したと同じことという判断で、当然に業務の停止命令から取り消しまでいくという判断をしております。そういうことで、一連の今までの経過の中でそういう強い条件を入れ込む、これが担保されることであろうかと思えます。

それから、ダイオキシンの問題については、大変恐縮ですけれども、何回も何回も県のほうとのこの問題については協議をいたしました。先ほど私が述べさせていただいたのは、県の見解を述べさせていただいたものであります。ただ、ダイオキシンという大変な劇薬といえますか、大変な問題でございますので、議員言われるように強くこの問題については要望をしていくことでございます。また、今回の協定の中にも、先ほど述べましたけれども、企業側にもその水質の検査を定期的にダイオキシンを含めて条件づけておりますので、しっかりとこの問題も検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 先ほどの副市長さんの答弁の中で、県としても特別の監視体制をとると、この公害協定に基づく監視委員会の体制とは別個に体制をとられると、そこまでしてくださっているんだと、こういうお話でしたが、具体的にどういう監視体制を県独自としてとってくださるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 副市長。

副市長（渡辺 優君） 今まで、検討委員会にもこの賀茂福祉センターの担当者2人、課長を含めまして担当者2人がオブザーバーとして常に打ち合わせの中に出席をしてくれております。そうした中で、地元の役員の皆さんからどういう特別の監視体制ということで質問がありまして、県としてもやはり相手があることなもので、こういう内緒というか、覆面パトロール的なものを具体的に述べるのは今後のやはり監視に対して決してプラスにならないというような発言がございまして、これは県が間違いなく特別の監視体制、ちょっと私ぼろっと言っちゃいましたけれども、覆面、大変恐縮ですけれどもそのようなことを言ってくれています。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） わかりました。ぜひ、県にも頑張ってくださいと思いますが、もう2年数カ月たっているので、このワイティーマジネスは新たな申請書を県は出させると、

恐らく資金計画や市内のどこの業者から産廃を受けるんだと、こういうことが出てこようかと思いますが、当然それらは下田市を経由して県に出されると、こう判断をします。そういうことになるかどうかという点と、そういう経緯がありましたら、ぜひともそれは議会や市民にもその申請の内容を明らかにしていただきたいと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 環境対策課長。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今の件でございますけれども、これはあくまで県に申請のことでございまして、市を経由してのことではありませんので、市のほうには……

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） こちらには、直接業者は県のほうへ出すということになっております。

議長（増田 清君） これをもって、1番 沢登英信君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

5日、6日は休会とし、本会議は7日午前10時より開催いたしますのでご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

遅くまでご苦労さまでした。

午後 5時19分散会